「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和6年4月1日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

通し番号	該当ページ（改正後）	改正箇所	現行	改正
1	P.6-7	第2章　制度の概要 第3節 「特定技能外国人受入れ手続の流れ」 〇6つ目	〇　一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、当該機関に該当することを立証する資料及び書類省略に当たっての誓約書（参考様式第１－２９号）を提出することで、在留諸申請に必要な書類のうち特定技能所属機関が準備する書類の提出を省略することが可能です（ただし、提出を省略した書類についても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出いただく必要があることに留意願います。）。 　対象となる機関及び省略を認める書類は以下のとおりですが、詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。 （対象となる機関） 　過去３年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する機関 　①　日本の証券取引所に上場している企業 　②　保険業を営む相互会社 　③　高度専門職省令第１条第１項各号の表の特	〇　一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関等については、当該機関に該当することを立証する資料及び書類省略に当たっての誓約書（参考様式第１－２９号）を提出することで、在留諸申請に必要な書類のうち特定技能所属機関が準備する書類の提出を省略することが可能です（ただし、提出を省略した書類についても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出いただく必要があることに留意願います。）。 　対象となる機関及び省略を認める書類は以下のとおりですが、詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。 （対象となる機関） 　過去３年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する機関 　①　日本の証券取引所に上場している企業 　②　保険業を営む相互会社 　③　高度専門職省令第１条第１項各号の表の特

			別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ④　一定の条件を満たす企業等 ⑤　前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が１，０００万円以上ある団体・個人 （新設） （省略を認める書類） ・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号） ・登記事項証明書 ・業務執行に関与する役員の住民票の写し ・特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第１－２３号） ・（特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料 ・特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号） ・徴収費用の説明書（参考様式第１－９号） ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）	別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ④　一定の条件を満たす企業等 ⑤　前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が１，０００万円以上ある団体・個人 ⑥　出入国在留管理庁電子届出システムにおいて利用者情報登録を行い、かつ、既に特定技能外国人を受け入れている場合は電子届出システムにより届出を行っている機関 ※　当該機関に該当する場合は、書類省略に当たっての誓約書（参考様式第１－２９号）のほか、出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書（参考様式第１－３０号）を提出してください。 （省略を認める書類） ・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号） ・登記事項証明書 ・業務執行に関与する役員の住民票の写し ・特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第１－２３号） ・（特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料 ・特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第１－４号） ・徴収費用の説明書（参考様式第１－９号）

				・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第１－１６号）
2	P.10-11	第3章　在留資格「特定技能」 第1節 「特定技能1号」 〇5つ目	【指定内容】 出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。 ・本邦の公私の機関 氏名又は名称　〇〇〇〇株式会社 住　　所　〇〇県〇〇市〇〇町１－１ ・特定産業分野　〇〇 （複数の分野を指定する場合）主たる分野：〇〇、従たる分野：〇〇 （参考） 従事する業務区分は、〇〇〇〇〇とする。	【指定内容】 出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。 ・本邦の公私の機関 氏名又は名称　〇〇〇〇株式会社 住　　所　〇〇県〇〇市〇〇町１－１ ・特定産業分野　〇〇 （複数の分野を指定する場合）主たる分野：〇〇、従たる分野：〇〇
3	P.11	【留意事項】 〇3つ目	（新設）	〇　在留資格変更申請中は、変更予定の就労先での就労活動は認められません。
4	P.12	第3章　第2節 「特定技能2号」 〇6つ目	【指定内容】 出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。 ・本邦の公私の機関 氏名又は名称　〇〇〇〇株式会社 住　　所　〇〇県〇〇市〇〇町１－１ ・特定産業分野　〇〇 （複数の分野を指定する場合）主たる分野：〇〇、従たる分野：〇〇 （参考） 従事する業務区分は、〇〇〇〇〇とする。	【指定内容】 出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。 ・本邦の公私の機関 氏名又は名称　〇〇〇〇株式会社 住　　所　〇〇県〇〇市〇〇町１－１ ・特定産業分野　〇〇 （複数の分野を指定する場合）主たる分野：〇〇、従たる分野：〇〇

5	P.12	第3章　第2節 【留意事項】 〇3つ目	（新設）	〇　在留資格変更申請中は、変更予定の就労先での就労活動は認められません。
6	P.16	第４章　特定技能外国人に関する基準 第1節　「特定技能１号」 （３）技能水準に関するもの 【留意事項】 〇5つ目 ･1つ目	・「退学・除籍留学生」（所属していた教育機関における在籍状況が良好でないことを理由とするものをいい、所定の課程を修了して卒業した者を含まない（在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）。）	・「退学・除籍留学生」（所属していた教育機関における在籍状況が良好でないことを理由とするものをいい、所定の課程を修了した者を含まない（在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）。）
7	P.17	【留意事項】 〇7つ目	〇　「技能実習２号を良好に修了している」とは、技能実習を２年１０か月以上修了し、①第２号技能実習計画における目標である技能検定３級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること、又は、②技能検定３級及びこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習２号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合（当該外国人が技能実習２号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。）には、過	〇　「技能実習２号を良好に修了している」とは、技能実習を２年１０か月以上修了し、①第２号技能実習計画における目標である技能検定３級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること、又は、②技能検定３級及びこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習２号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合（当該外国人が技能実習２号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。）には、過

			去１年以内に技能実習法の「改善命令」（技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む。）を受けていない場合には、技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。	去１年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合には、技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。
8	P.20	（４）日本語能力に関するもの 【留意事項】 〇4つ目	〇　「技能実習２号を良好に修了している」とは、技能実習を２年１０か月以上修了し、①第２号技能実習計画における目標である技能検定３級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること、又は、②技能検定３級及びこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習２号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合（当該外国人が技能実習２号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。）には、過去１年以内に技能実習法の「改善命令」（技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む。）を受けていない場合には、技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。	〇　「技能実習２号を良好に修了している」とは、技能実習を２年１０か月以上修了し、①第２号技能実習計画における目標である技能検定３級若しくはこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること、又は、②技能検定３級及びこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む。）が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習２号を良好に修了したと認められることをいいます。ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合（当該外国人が技能実習２号を修了して帰国した後に、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む。）には、過去１年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合には、技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し及び評価調書の提出を省略することができます。

9	P.23	（６）通算在留期間に関するもの 【留意事項】 ○5つ目	（新設）	○　「特定技能１号」での通算在留期間を把握しようとする場合においては、保有個人情報等の開示請求をしていただく必要があります。
10	P.26	（８）費用負担の合意に関するもの ○7つ目	（新設）	○　その他名目のいかんを問わず申請人が定期に負担する費用については、特定技能所属機関等が定期に徴収する場合、当該費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであり、かつ、特定技能外国人がその内容を十分に理解した上で特定技能所属機関等と特定技能外国人との間で合意している合理的な額でなければなりません。
11	P.33	第２節 「特定技能２号」 （６）費用負担の合意に関するもの ○6つ目	（新設）	○　特定技能外国人が居住する住居に付随する家電、家具、食器などの備品のほか、火災保険、損害保険等を特定技能所属機関が定期に徴収する場合については、当該費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであり、かつ、特定技能外国人が当該利益の提供を受けることを十分理解していることに留意してください。 　その上で、これらの徴収する費用の請求が実費の範囲内であり、備品の耐用年数や入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額であれば、特定技能外国人と特定技能所属機関の間で合意している限りにおいて、要件を満たすものとし、居住地又はその他費用に算入することができます。 　その際、設置する備品が従物か付加一体物であるか、購入したものか借り上げた（レンタルした）ものか、又は自己所有物件か借上物件かのいずれかによって区別しないこととします。 　なお、火災保険や損害保険等の利益が特定技能外

				国人に帰属するかの判断については、被保険者や保険金の請求権者が特定技能外国人本人であることなど、保険の内容等を確認の上、当該保険費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであることに留意してください。
12	P.43	第５章　特定技能所属機関に関する基準等 第１節　特定技能雇用契約の内容の基準 （２）所定労働時間に関するもの 【確認対象の書類】 ＜変形労働時間制で雇用する場合＞	・特定技能外国人が十分に理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し ・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し	・特定技能外国人が十分に理解できる言語を併記した年間のカレンダーの写し ・労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写し（１年単位の変形労働時間の場合）
13	P.50	第２節　特定技能雇用契約の相手方の基準 第１　適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの （１）労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの 【確認対象の書類】 ○１つ目	○　労働関係法令の遵守 ＜労働保険の適用事業所の場合＞ ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として２年に１回の提出（注） （初めて受入れる場合） ・労働保険料等納付証明書（未納なし証明） （受入れを継続している場合） ・領収証書の写し（直近２年分）又は口座振替結果通知ハガキ（直近２年分） ＊口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府	○　労働関係法令の遵守 ＜労働保険の適用事業所の場合＞ ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として２年に１回の提出（注） （初めて特定技能外国人を受入れる場合） ・労働保険料等納付証明書（未納なし証明） （特定技能外国人の受入れを継続している場合） ・領収証書の写し（直近２年分）又は口座振替結果通知ハガキ（直近２年分） ＊口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府

			県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」を提出してください。 （略）	県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」を提出してください。 （略）
14	P.55	(2)非自発的離職者の発生に関するもの 【確認対象の書類】	・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として３年に１回の提出	・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として３年に１回の提出
15	P.56	(3)行方不明者の発生に関するもの 【確認対象の書類】	・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として３年に１回の提出	・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として３年に１回の提出
16	P.61	(5)実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由 ○2つ目	○　なお、技能実習法施行前の技能実習制度において、不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けたものに限る。）に及んだ場合、後記（７）の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として、当該行為の終了の日から受入れ停止期間を経過しない者は、特定技能所属機関になることはできません。	○　なお、技能実習法施行前の技能実習制度において、不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けたものに限る。）に及んだ場合、後記（６）の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として、当該行為の終了の日から受入れ停止期間を経過しない者は、特定技能所属機関になることはできません。
17	P.71	(12)派遣形態による受入れに関するもの 【確認対象の書類】	・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うこ	・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うこ

		○　派遣元（特定技能所属機関）関係 ＜分野共通の書類＞ ・１つ目	とが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として３年に１回の提出	とが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として３年に１回の提出
18	P.73	(14)特定技能雇用契約継続履行体制に関するもの 【確認対象の書類】 ・１つ目	・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として３年に１回の提出	・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として３年に１回の提出
19	P.74	【留意事項】 ○3つ目	○　設立後最初の決算期（確定申告時期）を経ていない場合（特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の２欄に記載できない場合）には、当該決算期（確定申告時期）を経た直後の在留諸申請において、特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）の提出が必要となります。	○　設立後最初の決算期（確定申告時期）を経ていない場合（特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の２欄に記載できない場合）には、当該決算期（確定申告時期）を経た直後の在留諸申請において、特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）の提出が必要となります。
20	P.77	第２　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの （１）中長期在留者の受入れ実績等に関するもの 【確認対象の書類】	＜共通＞ ・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として３年に１回の提出	＜共通＞ ・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は６ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として３年に１回の提出 ＜第１号イに該当する場合＞ ・受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第１－１

			＜第１号ロに該当する場合＞ ・支援責任者の履歴書（参考様式第１－２０号） ・支援担当者の履歴書（参考様式第１－２２号） ＜第１号ハに該当する場合＞ ・第１号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書 ・上記説明書の記載内容に係る立証資料	１－２号） ＜第１号ロに該当する場合＞ ・支援責任者の履歴書（参考様式第１－２０号） ・支援担当者の履歴書（参考様式第１－２２号） ・生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第１－１１－３号） ＜第１号ハに該当する場合＞ ・第１号ハに該当（同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書 ・上記説明書の記載内容に係る立証資料
21	P.78	【留意事項】 ○5つ目	○　第１号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも１名以上、法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者（技能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施機関である場合を含む。）である場合は、技能実習法第１５条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」（旧上陸基準省令の技能実習	○　第１号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも１名以上、法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者（技能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施機関である場合を含む。）である場合は、技能実習法第１５条に規定する「改善命令」又は外国人技能実習機構から「改善勧告」を受けている場合は、技能実

			１号イの基準第１８号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習１号ロの基準第１６号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。）を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。	習法の規定を遵守しているとは認められません。
22	P.81	(3)支援の実施状況に係る文書の作成等に関するもの 【留意事項】 ○　1つ目 ④　支援の実施に関する管理簿 ⅵ　相談等に関する事項	ⅵ　相談等に関する事項 ・１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・相談日時 ・相談内容及び対応内容（面談記録、対応記録） ・関係行政機関への通報・相談日時及び通報・相談先の名称 ・実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属	ⅵ　相談等に関する事項 ・1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・相談日時 ・相談内容及び対応内容（面談記録、対応記録） ・関係行政機関への通報・相談日時及び通報・相談先の名称 ・実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属 ＊相談記録書（参考様式第５－４号）を保存してください。
23	P.82	ⅸ　定期的な面談に関する事項	ⅸ　定期的な面談に関する事項 ・１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・１号特定技能外国人を監督する立場にある者の氏名及び役職 ・面談日時 ・面談内容及び対応内容（面談記録、対応記録） ・実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属	ⅸ　定期的な面談に関する事項 ・1号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・1号特定技能外国人を監督する立場にある者の氏名及び役職 ・面談日時 ・面談内容及び対応内容（面談記録、対応記録） ・実施担当者（通訳人を含む。）の氏名及び所属 ＊定期面談報告書（参考様式第５－５号、第５－６号）を保存してください。

24	P.82	○2つ目	（新設）	○　書面に代えて電磁的記録により文書を作成し、特定技能外国人を支援する事業所に備えて置くことも認められています。この場合には、以下の方法によることが必要となります。 ・　作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等（CD－ROM等で一定の事項を確実に記録しておくことができる物）をもって調製するファイルにより保存する方法 ・　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 　また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるようにする必要があります。
25	P.83	（4）支援の中立性に関するもの 【確認対象の書類】 ・1つ目	・特定技能所属機関概要書（参考様式第1－11号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として3年に1回の提出	・特定技能所属機関概要書（参考様式第1－11－1号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 ＊上記＊に該当しない場合は原則として3年に1回の提出
26	P.103	第7章　特定技能所属機関に関する届出 第2節 1号特定技能外国人支援計画に関する届出 別表（1号特定技能外	③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要（②に該当する場合を除く。）	③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は届出が必要

		国人支援計画の変更関係） 項番Ⅱ 特記事項③		
27	P.103-104	項番Ⅲ 添付書類	＜共通＞ ・登録支援機関概要書（参考様式第２－２号） ・１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１―１７号） ＜右記①及び②の場合＞ ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第２－３号） ・支援責任者の履歴書（参考様式第２－４号） ＜右記⑦の場合＞ ・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１号）	＜共通＞ ・１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１―１７号） ＜右記①及び②の場合＞ ・支援責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第２－３号） ＜右記⑦の場合＞ ・特定技能所属機関概要書（参考様式第１－１１－１号）
28	P.104	項番Ⅳ 添付書類	＜共通＞ ・１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号） ＜右記③の場合＞ ・登録支援機関が支援業務の全部を実施している場合は支援担当者の履歴書（参考様式第２－６号）	＜共通＞ ・１号特定技能外国人支援計画書（参考様式第１－１７号）
29	P.118	第7章 第7節 1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する届出 【留意事項】 〇6つ目	〇　定期的な面談を実施した場合は、面談の実施状況を記載した定期面談報告書（参考様式第５－５号、第５－６号）を添付し、面談の内容及び対応結果を届け出なければなりません。 　なお、面談の結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生を知った場合は、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。	〇　定期的な面談を実施し、問題の有無にかかわらず、定期面談報告書（参考様式第５－５号、第５－６号）を作成して、地方出入国在留管理局・支局から求めがあった場合には、いつでも提出できるようにしておく必要があります。その上で、問題があった場合は、届出書の支援実施状況欄にその旨記載の上、定期面談報告書の写しとともに提出してください。他方で、問題がなかった場合は、届出書の支援実施状

			また、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局・支局に「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第３－５号）」を提出する必要があります（同届出の詳細については、本要領第７章第５節を参照してください。）。	況欄にその旨記載し提出する必要がありますが、定期面談報告書の写しの添付は不要です。なお、面談の結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生を知った場合は、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。 　また、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局・支局に「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第３－５号）」を提出する必要があります（同届出の詳細については、本要領第７章第５節を参照してください。）。
30	P.129	第９章　登録支援機関 第１節　登録支援機関の登録申請 第3　登録拒否事由 (2)登録を取り消されたことによる拒否事由 【留意事項】	○　欠格事由の対象となる役員については、法人の役員に形式上なっている者のみならず、実体上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者のことをいいます。	○　登録拒否事由の対象となる役員については、法人の役員に形式上なっている者のみならず、実体上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者のことをいいます。
31	P.134	（６）行方不明者の発生による拒否事由 【確認対象の書類】 ・２つ目	・登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）	・登録支援機関概要書（参考様式第２－２－１号又は第２－２－２号）
32	P.135	（７）支援責任者及び支援担当者が選任されていないことによる拒否事由	・登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）	・登録支援機関概要書（参考様式第２－２－１号又は第２－２－２号）

		【確認対象の書類】 ・２つ目		
33	P.137	（８）中長期在留者の適正な受入れ実績がないこと等による拒否事由 【確認対象の書類】	・登録支援機関誓約書（参考様式第２－１号） ・登録支援機関概要書（参考様式第２－２号） ＜第３号ニに該当する場合＞ ・第３号ニに該当（同号イからハまでに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書 ・上記説明書の記載内容に係る立証資料	・登録支援機関誓約書（参考様式第２－１号） ・登録支援機関概要書（参考様式第２－２－１号又は第２－２－２号） ＜第３号イに該当する場合＞ ・受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第２－２－３号） ＜第３号ハに該当する場合＞ ・生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第２－２－４号） ＜第３号ニに該当する場合＞ ・第３号ニに該当（同号イからハまでに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者）することの説明書 ・上記説明書の記載内容に係る立証資料
34	P.138-139	【留意事項】 ○2つ目	○　第３号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも１名以上、法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、登録支	○　第３号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも１名以上、法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、登

			援機関となろうとする者が、技能実習制度における監理団体である場合は、技能実習法第３６条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」（旧上陸基準省令の技能実習１号イの基準第１８号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習１号ロの基準第１６号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。）を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。 　さらに、登録支援機関として、特定技能所属機関から１号特定技能外国人の支援の全部の実施の委託を受け、指導や助言等を含めた義務的な支援を適正に実施した実績については、単なる支援にとどまらず受入れ又は管理を行ったものと認められます。なお、設立されたばかりであるなど、これまでの在籍者が設立者である代表者の中長期在留者のみの形態の法人（いわゆる一人親方。個人事業主も同様）については、第三者の受入れ又は管理を適正に行った実績とは認められず、要件の充足には他に外国人労働者の雇用等をしていただく必要があります。	録支援機関となろうとする者が、技能実習制度における監理団体である場合は、技能実習法第３６条に規定する「改善命令」又は外国人技能実習機構「改善勧告」を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。 　さらに、登録支援機関として、特定技能所属機関から１号特定技能外国人の支援の全部の実施の委託を受け、指導や助言等を含めた義務的な支援を適正に実施した実績については、単なる支援にとどまらず受入れ又は管理を行ったものと認められます。なお、設立されたばかりであるなど、これまでの在籍者が設立者である代表者の中長期在留者のみの形態の法人（いわゆる一人親方。個人事業主も同様）については、第三者の受入れ又は管理を適正に行った実績とは認められず、要件の充足には他に外国人労働者の雇用等をしていただく必要があります。
35	P.140	（９）情報提供・相談等の適切な対応体制がないことによる拒否事由 【確認対象の書類】 ・２つ目	・登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）	・登録支援機関概要書（参考様式第２－２－１号又は第２－２－２号）
36	P.142	(10)支援業務実施に係る文書の作成等をしないことによる拒否	vi　日本語を学習する機会の提供に関する事項 ・１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号	vi　日本語を学習する機会の提供に関する事項 ・１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号

		事由 【留意事項】 〇1つ目 ④　支援の実施に関する管理簿 ⅵ　日本語を学習する機会の提供に関する事項	・実施内容 ・実施方法 ・実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び役職	・実施内容 ・実施方法 ・実施担当者（委託先の講師を含む。）の氏名及び役職 ＊相談記録書（参考様式第５－４号）を保存してください。
37	P.143	ｘ　定期的な面談の実施に関する管理簿	ｘ　定期的な面談の実施に関する管理簿 ・１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・監督者の氏名及び役職 ・面談日時 ・面談内容（法令違反行為を認知した場合の関係行政機関への通報等を含む。） ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職	ｘ　定期的な面談の実施に関する管理簿 ・１号特定技能外国人の氏名、生年月日、国籍・地域、性別及び在留カード番号 ・監督者の氏名及び役職 ・面談日時 ・面談内容（法令違反行為を認知した場合の関係行政機関への通報等を含む。） ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職 ＊定期面談報告書（参考様式第５－５号、第５－６号）を保存してください。
38	P.143	〇4つ目	（新設）	〇　書面に代えて電磁的記録により文書を作成し、特定技能外国人を支援する事業所に備えて置くことも認められています。この場合には、以下の方法によることが必要となります。なお、この場合であっても、支援状況に関し報告又は資料の提出を求められた場合は、これに応じることができるよう帳簿は適正に作成し、保存してください。 ・作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等（ＣＤ－ＲＯＭ等で一定の事項を確実に記録しておくことができる物）をもって調製するファイルにより保存する方法

				・書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 　また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるようにする必要があります。
39	P.147	第２節　登録支援機関に関する届出等 第1　変更の届出 別表(登録支援機関変更事項関係) 「氏名又は名称」 添付書類 ＜共通＞	登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）
40	P.147	「氏名又は名称」 特記事項	・支援を行う事務所の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録支援機関概要書（参考様式第 2―2 号）に記載すること。 ・添付の登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）には、該当する変更部分のみを記載すること。	・支援を行う事務所の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）に記載すること。
41	P.148	「住所」 添付書類 ＜共通＞	登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）
42	P.148	「住所」 特記事項	・支援業務を行う事務所の所在地についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録支援	・支援業務を行う事務所の所在地についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事

		･2つ目 ･3つ目	機関概要書（参考様式第２－２号）に記載すること。 ・添付の登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）には、該当する変更部分のみを記載すること。	項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）に記載すること。
43	P.148	「代表者の氏名」 添付書類	登録支援機関概要書（参考様式第２－２号） 登記事項証明書 住民票の写し	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号） 登記事項証明書 住民票の写し（ただし、変更後の代表者が実態として支援業務に関与していない場合は、登録支援機関の役員に関する誓約書（参考様式第２－７号）
44	P.148	「代表者の氏名」 特記事項	・添付の登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）には、該当する変更部分のみを記載すること。	（削除）
45	P.148	「支援業務を行う事務所の所在地」 添付書類	登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）
46	P.148	「支援業務を行う事務所の所在地」 特記事項 ･2～4つ目	・登録支援機関の住所についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）に記載すること。 ・登録支援機関の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録支援機関概要書（参考様式第 2―2 号）に記載すること。 ・添付の登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）には、該当する変更部分のみを記載すること。	・登録支援機関の住所についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）に記載すること。 ・登録支援機関の名称についても同時に変更となる場合には、届出書の変更事項欄及び登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）に記載すること。
47	P.148	「支援業務の内容及び実施方法」 特記事項	（新設）	「任意的な支援内容」を「有」から「無」又は「無」から「有」に変更する場合に届出が必要
48	P.148	「特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要」 添付書類	登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）	登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）

49	P.148	「特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要」 特記事項 ･2つ目	・添付の登録支援機関概要書（参考様式第２－２号）には、該当する変更部分のみを記載すること。	（削除）
50	P.148	第1　変更の届出 【確認対象の書類】 ・２つ目	（新設）	・登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）
51	P.149	【留意事項】 ○１つ目 ○２つ目	○　登録事項の変更項目が複数ある場合は、登録事項変更に関する届出書（別記第２９号の１６様式）の②Ａ「変更事項」欄に「別紙のとおり」と記載し、登録事項変更に関する届出書（別記第２９号の１６様式別紙）（参考様式第４－４号）を添付することとして差し支えありません。 ○　添付する登録支援機関概要書については、変更部分のみを記載し、当該変更部分に英語表記欄がある場合には、英語表記についても必ず記載してください。また、添付する登録支援機関概要書は、変更部分を含む一部のみで差し支えありません。	○　登録事項の変更項目が複数ある場合は、登録事項変更に関する届出書（別記第２９号の１６様式）の②Ａ「変更事項」欄に「別紙のとおり」と記載し、登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）を添付することとして差し支えありません。 ○　添付する登録事項変更に関する届出書別紙（参考様式第４－４号）について、変更部分に英語表記欄がある場合には、英語表記についても必ず記載してください。
52	P.152	第４　支援の実施状況に関する届出 【留意事項】 ○7つ目	○　定期的な面談を実施した場合は、面談の実施状況を記載した定期面談報告書（参考様式第５－５号、第５－６号）を添付し、面談の内容及び対応結果を届け出なければなりません。なお、当該面談において、特定技能所属機関における不正行為を把握した場合には、労働基準監督署やその他関係機関への通報を行った上で、特定技能所属機関の責任者に対し、当該不正行為が生じている事実を通知するとともに、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考	○　定期的な面談を実施し、問題の有無にかかわらず、定期面談報告書（参考様式第５－５号、第５－６号）を作成して、地方出入国在留管理局・支局から求めがあった場合には、いつでも提出できるようにしておく必要があります。その上で、問題があった場合は、届出書の支援実施状況欄にその旨記載の上、定期面談報告書の写しとともに提出してください。他方で、問題がなかった場合は、届出書の支援実施状況欄にその旨記載し提出する必要がありますが、定期面談報告書の写しの添付は不要です。な

			様式第３－５号）を地方出入国在留管理局に速やかに届け出るよう連絡してください。	お、当該面談において、特定技能所属機関における不正行為を把握した場合には、労働基準監督署やその他関係機関への通報を行った上で、特定技能所属機関の責任者に対し、当該不正行為が生じている事実を通知するとともに、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第３－５号）を地方出入国在留管理局に速やかに届け出るよう連絡してください。
53	P.153	第9章 第3節 第1　登録の取消し 〇3つ目	（新設）	〇　特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、その委託に係る支援業務を第三者に委託することは禁止されているため、法第１９条の３０第１項の規定に違反したものとして登録支援機関の登録取消しの対象となります（法第１９条の３２第１項第３号）。
54	別紙４		 	

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験8年除く）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は、自らの経験により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工） 【経過措置】「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針参照。試験区分（3/1）関係の欄に都道府県数が入り、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験（鋳造） 製造分野特定技能1号評価試験（鍛造） 製造分野特定技能1号評価試験（ダイカスト） 製造分野特定技能1号評価試験（機械加工） 製造分野特定技能1号評価試験（金属プレス加工） 製造分野特定技能1号評価試験（鉄工） 製造分野特定技能1号評価試験（工場板金） 製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ） 製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形） 製造分野特定技能1号評価試験（機械検査） 製造分野特定技能1号評価試験（機械保全） 製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（塗装） 製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
					非鉄金属鋳物鋳造	
				鍛造	ハンマ型鍛造	
					プレス型鍛造	
				ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	
					コールドチャンバダイカスト	
				機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御設備	
					マシニングセンタ	
				金属プレス加工	金属プレス	
				鉄工	構造物鉄工	
				工場板金	機械板金	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験8年除く）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は、自らの経験により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）	製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工） 【経過措置】「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針参照。試験区分（3/1）関係の欄に都道府県数が入り、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験（鋳造） 製造分野特定技能1号評価試験（鍛造） 製造分野特定技能1号評価試験（ダイカスト） 製造分野特定技能1号評価試験（機械加工） 製造分野特定技能1号評価試験（金属プレス加工） 製造分野特定技能1号評価試験（鉄工） 製造分野特定技能1号評価試験（工場板金） 製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ） 製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形） 製造分野特定技能1号評価試験（機械検査） 製造分野特定技能1号評価試験（機械保全） 製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（塗装） 製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
					非鉄金属鋳物鋳造	
				鍛造	ハンマ型鍛造	
					プレス型鍛造	
				ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	
					コールドチャンバダイカスト	
				機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御設備	
					マシニングセンタ	
				金属プレス加工	金属プレス	
				鉄工	構造物鉄工	
				工場板金	機械板金	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験8年除く）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インプレッション成形	
					ブロー成形	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				塗装	建築塗装	
					金属塗装	
					鋼橋塗装	
					電線塗装	

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験8年除く）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インプレッション成形	
					ブロー成形	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				塗装	建築塗装	
					金属塗装	
					鋼橋塗装	
					電線塗装	

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				溶接	手溶接	
					半自動溶接	
				工業包装	工業包装	
	【特定技能2号】 機械金属加工（優秀の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理）					製造分野特定技能2号評価試験（機械金属加工）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（鍛造） 技能検定1級（鋳造） 技能検定1級（ダイカスト） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（金型プレス加工） 技能検定1級（板金） 技能検定1級（工場板金） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（工業包装）

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				溶接	手溶接	
					半自動溶接	
				工業包装	工業包装	
	【特定技能2号】 機械金属加工（優秀の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理）					製造分野特定技能2号評価試験（機械金属加工）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（鍛造） 技能検定1級（鋳造） 技能検定1級（ダイカスト） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（金型プレス加工） 技能検定1級（板金） 技能検定1級（工場板金） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（工業包装）

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事）	製造分野特定技能1号 評価試験（電気電子機器組立て） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について（令和4年5月30日閣議決定）」による変更前の運用方針別表a、試験区分（3.1）関係の欄に掲げる試験から、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（電気電子機器組立て）に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験（機械加工） 製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ） 製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形） 製造分野特定技能1号評価試験（プリント配線板製造） 製造分野特定技能1号評価試験（電子機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（機械検査） 製造分野特定技能1号評価試験（機械保全） 製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インフレーション成形	
					ブロー成形	
				プリント配線板製造	プリント配線板設計	
					プリント配線板製造	

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事）	製造分野特定技能1号 評価試験（電気電子機器組立て） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について（令和4年5月30日閣議決定）」による変更前の運用方針別表a、試験区分（3.1）関係の欄に掲げる試験から、下記に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（電気電子機器組立て）に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験（機械加工） 製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ） 製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形） 製造分野特定技能1号評価試験（プリント配線板製造） 製造分野特定技能1号評価試験（電子機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（機械検査） 製造分野特定技能1号評価試験（機械保全） 製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インフレーション成形	
					ブロー成形	
				プリント配線板製造	プリント配線板設計	
					プリント配線板製造	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験を除く。）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				電子機器組立て	電子機器組立て	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				工業包装	工業包装	
	【特定技能2号】 電気電子機器組立て（複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造上、組立工程の作業に従事し、工程を管理）					製造分野特定技能2号評価試験（電気電子機器組立て）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（セッタ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電子機器組立て） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プリント配線板製造） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（工業包装）

＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験を除く。）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野				電子機器組立て	電子機器組立て	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				工業包装	工業包装	
	【特定技能2号】 電気電子機器組立て（複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造上、組立工程の作業に従事し、工程を管理）					製造分野特定技能2号評価試験（電気電子機器組立て）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（セッタ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電子機器組立て） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プリント配線板製造） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（工業包装）

＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験を除く。）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事）	製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	めっき	電気めっき	
		【補足説明】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（平成4年6月30日閣議決定）による変更の運用方針別表4、試験区分（3）（1）関係（3）欄に掲げる試験のうち、下記…現行試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験（めっき） 製造分野特定技能1号評価試験（アルミニウム陽極酸化処理）		溶融亜鉛めっき	
				アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	
	【特定技能2号】 金属表面処理（複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理）					製造分野特定技能2号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（めっき） 技能検定1級（アルミニウム陽極酸化処理）

＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験を除く。）
				職種	作業	
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	【特定技能1号】 金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事）	製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	めっき	電気めっき	
		【補足説明】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（平成4年6月30日閣議決定）による変更の運用方針別表4、試験区分（3）（1）関係（3）欄に掲げる試験のうち、下記…現行試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験（めっき） 製造分野特定技能1号評価試験（アルミニウム陽極酸化処理）		溶融亜鉛めっき	
				アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	
	【特定技能2号】 金属表面処理（複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理）					製造分野特定技能2号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（めっき） 技能検定1級（アルミニウム陽極酸化処理）

<＝別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号					特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 土木（海岸での海中・岩盤を除けたもの。）、土木施設の新設、改築、補修、修繕に係る作業等に従事）	建設分野特定技能1号評価試験（土木） 技能検定3級（型枠施工） 技能検定3級（鉄筋施工） 技能検定3級（とび） 技能検定3級（舗装） 技能検定3級（塗装） 【根拠帰属】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年5月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a、試験区分（3）1ア関係（の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（土木）に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験（型枠施工） 建設分野特定技能1号評価試験（コンクリート圧送） 建設分野特定技能1号評価試験（ウェルポイント施工） 建設分野特定技能1号評価試験（建設機械施工） 建設分野特定技能1号評価試験（とび） 建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工） 建設分野特定技能1号評価試験（海洋土木工）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	さく井	パーカッション式さく井工事作業	
					ロータリー式さく井工事作業	
				型枠施工	型枠工事作業	
				鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
				とび	とび作業	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
				ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	
				建設機械施工	杭打ち・杭抜き作業	
					掘削作業	
					整地作業	
					締固め作業	
				鉄工	構造物鉄工作業	
				塗装	建築塗装作業	
					鋼橋塗装作業	
				内装仕上げ施工	手張り	
					半自動張り	

<＝別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号					特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 土木（海岸での海中・岩盤を除けたもの。）、土木施設の新設、改築、補修、修繕に係る作業等に従事）	建設分野特定技能1号評価試験（土木） 技能検定3級（型枠施工） 技能検定3級（鉄筋施工） 技能検定3級（とび） 技能検定3級（舗装） 技能検定3級（塗装） 【根拠帰属】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年5月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a、試験区分（3）1ア関係（の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（土木）に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験（型枠施工） 建設分野特定技能1号評価試験（コンクリート圧送） 建設分野特定技能1号評価試験（ウェルポイント施工） 建設分野特定技能1号評価試験（シンネル推進工） 建設分野特定技能1号評価試験（建設機械施工） 建設分野特定技能1号評価試験（土工） 建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工） 建設分野特定技能1号評価試験（とび） 建設分野特定技能1号評価試験（海洋土木工）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	さく井	パーカッション式さく井工事作業	
					ロータリー式さく井工事作業	
				型枠施工	型枠工事作業	
				鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
				とび	とび作業	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
				ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	
				建設機械施工	杭打ち・杭抜き作業	
					掘削作業	
					整地作業	
					締固め作業	
				鉄工	構造物鉄工作業	
				塗装	建築塗装作業	
					鋼橋塗装作業	
				内装仕上げ施工	手張り	
					半自動張り	

<＝別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号					特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野	【特定技能2号】 土木（海岸での建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、補修、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理）					建設分野特定技能2号評価試験（土木） 技能検定1級（型枠施工） 技能検定1級（コンクリート圧送施工） 技能検定1級（鉄筋施工） 技能検定1級（とび） 技能検定1級（ウェルポイント施工） 技能検定1級（施工（橋梁除鉄工を除）） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（さく井） 技能検定1級（舗装） 技能検定第一等級（路面標示施工）
	【特定技能1号】 建築（指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは修繕又は修繕則しくは修繕部に係る作業等に従事）	建設分野特定技能1号評価試験（建築） 技能検定3級（型枠施工） 技能検定3級（左官） 技能検定3級（かわらぶき） 技能検定3級（鉄筋施工） 技能検定3級（内装仕上げ施工） 技能検定3級（とび） 技能検定3級（建築大工） 技能検定3級（建築板金） 技能検定3級（塗装） 技能検定3級（ブロック建築） 技能検定3級（広告美術仕上げ） 【根拠帰属】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年5月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a、試験区分（3）1ア関係（の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（建築）に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験（型枠施工） 建設分野特定技能1号評価試験（左官） 建設分野特定技能1号評価試験（コンクリート圧送） 建設分野特定技能1号評価試験（とび） 建設分野特定技能1号評価試験（屋根ふき） 建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工） 建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋組平） 建設分野特定技能1号評価試験（内装仕上げ） 建設分野特定技能1号評価試験（とび） 建設分野特定技能1号評価試験（建築大工） 建設分野特定技能1号評価試験（建築板金） 建設分野特定技能1号評価試験（防水ウレタン新施）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	建築板金	内外装板金作業	
					ダクト板金作業	
				建具製作	木製建具手加工作業	
				建築大工	大工工事作業	
				型枠施工	型枠工事作業	
				鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
				とび	とび作業	
				石材施工	石材加工作業	
					石張り作業	
				タイル張り	タイル張り作業	
				かわらぶき	かわらぶき作業	
				左官	左官作業	
				内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	

<＝別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号					特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野	【特定技能2号】 土木（海岸での建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、補修、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理）					建設分野特定技能2号評価試験（土木） 技能検定1級（型枠施工） 技能検定1級（コンクリート圧送施工） 技能検定1級（鉄筋施工） 技能検定1級（とび） 技能検定1級（ウェルポイント施工） 技能検定1級（施工（橋梁除鉄工を除）） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（さく井） 技能検定1級（舗装） 技能検定第一等級（路面標示施工）
	【特定技能1号】 建築（指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは修繕又は修繕則しくは修繕部に係る作業等に従事）	建設分野特定技能1号評価試験（建築） 技能検定3級（型枠施工） 技能検定3級（左官） 技能検定3級（かわらぶき） 技能検定3級（鉄筋施工） 技能検定3級（内装仕上げ施工） 技能検定3級（とび） 技能検定3級（建築大工） 技能検定3級（建築板金） 技能検定3級（塗装） 技能検定3級（ブロック建築） 技能検定3級（広告美術仕上げ） 【根拠帰属】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年5月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a、試験区分（3）1ア関係（の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（建築）に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験（型枠施工） 建設分野特定技能1号評価試験（左官） 建設分野特定技能1号評価試験（コンクリート圧送） 建設分野特定技能1号評価試験（とび） 建設分野特定技能1号評価試験（屋根ふき） 建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工） 建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋組平） 建設分野特定技能1号評価試験（内装仕上げ） 建設分野特定技能1号評価試験（とび） 建設分野特定技能1号評価試験（建築大工） 建設分野特定技能1号評価試験（建築板金） 建設分野特定技能1号評価試験（防水ウレタン新施）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	建築板金	内外装板金作業	
					ダクト板金作業	
				建具製作	木製建具手加工作業	
				建築大工	大工工事作業	
				型枠施工	型枠工事作業	
				鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
				とび	とび作業	
				石材施工	石材加工作業	
					石張り作業	
				タイル張り	タイル張り作業	
				かわらぶき	かわらぶき作業	
				左官	左官作業	
				内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	

<＿別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野				内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業	
					鋼製下地工事作業	
					ボード仕上げ工事作業	
					カーテン工事作業	
				表装	壁紙作業	
				サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
				防水施工	シーリング防水工事作業	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
				屋根	屋根作業	
				鉄工	構造物鉄工作業	
				塗装	建築塗装作業	
					鋼橋塗装作業	
				溶接	手溶接	
					半自動溶接	

<＿別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野				内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業	
					鋼製下地工事作業	
					ボード仕上げ工事作業	
					カーテン工事作業	
				表装	壁紙作業	
				サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
				防水施工	シーリング防水工事作業	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
				屋根	屋根作業	
				鉄工	構造物鉄工作業	
				塗装	建築塗装作業	
					鋼橋塗装作業	
				溶接	手溶接	
					半自動溶接	

<＿別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野	【特定技能2号】 建築(躯体の建設技能者を除く。)ながら、建築物の新築、増築、改築若しくは修繕若しくは維持管理に係る作業等に従事し、上海を管理）					建設分野特定技能2号評価試験（建築） 技能検定1級（型枠施工） 技能検定1級（左官） 技能検定1級（コンクリート圧送施工） 技能検定1級（かわらぶき） 技能検定1級（鉄筋施工） 技能検定1級（内装仕上げ施工） 技能検定1級（表装） 技能検定1級（とび） 技能検定1級（建築大工） 技能検定第一等級（外壁塗装業） 技能検定単一等級（エーエルシーパネル施工） 技能検定単一等級（バルコニー施工） 技能検定1級（建築板金） 技能検定1級（熱絶縁施工（吹付硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）） 技能検定1級（石材施工） 技能検定1級（タイル張り） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（鉄工（構造物鉄工作業）） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（防水施工） 技能検定1級（畳製作） 技能検定1級（カーテンウォール施工） 技能検定1級（自動ドア施工） 技能検定1級（サッシ施工） 技能検定1級（ガラス施工） 技能検定1級（ブロック建築） 技能検定1級（建築躯体圧入施工） 技能検定1級（足場架設仕上げ） 技能検定1級（足場架設施工）

<＿別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野	【特定技能2号】 建築(躯体の建設技能者を除く。)ながら、建築物の新築、増築、改築若しくは修繕若しくは維持管理に係る作業等に従事し、上海を管理）					建設分野特定技能2号評価試験（建築） 技能検定1級（型枠施工） 技能検定1級（左官） 技能検定1級（コンクリート圧送施工） 技能検定1級（かわらぶき） 技能検定1級（鉄筋施工） 技能検定1級（内装仕上げ施工） 技能検定1級（表装） 技能検定1級（とび） 技能検定1級（建築大工） 技能検定第一等級（外壁塗装業） 技能検定単一等級（エーエルシーパネル施工） 技能検定単一等級（バルコニー施工） 技能検定1級（建築板金） 技能検定1級（熱絶縁施工（吹付硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）） 技能検定1級（石材施工） 技能検定1級（タイル張り） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（鉄工（構造物鉄工作業）） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（防水施工） 技能検定1級（畳製作） 技能検定1級（カーテンウォール施工） 技能検定1級（自動ドア施工） 技能検定1級（サッシ施工） 技能検定1級（ガラス施工） 技能検定1級（ブロック建築） 技能検定1級（建築躯体圧入施工） 技能検定1級（足場架設仕上げ） 技能検定1級（足場架設施工）

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 ライフライン・設備（指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事）	建設分野特定技能1号評価試験（ライフライン・設備） 技能検定3級（配管） 技能検定3級（建築板金） 技能検定3級（冷凍空気調和機器施工）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	建築板金	内外装板金作業	
					ダクト板金作業	
				冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
				配管	建築配管作業	
					プラント配管作業	
				熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
				溶接	手溶接	
					半自動溶接	
	【特定技能2号】 ライフライン・設備（複数の建設技能者を指揮しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理）					建設分野特定技能2号評価試験（ライフライン・設備） 技能検定1級（配管） 技能検定1級（建築板金） 技能検定1級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業）） 技能検定1級（冷凍空気調和機器施工）
造船・舶用工業分野	【特定技能1号】 溶接（監督の指示を理解し、又は自らの判断により溶接作業（手溶接、半自動溶接）に従事）	造船・舶用工業分野 特定技能1号試験 （溶接）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	溶接	手溶接	
					半自動溶接	
	【特定技能2号】 溶接（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら溶接作業（手溶接、半自動溶接）に従事）					造船・舶用工業分野 特定技能2号試験 （溶接）

12

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 ライフライン・設備（指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事）	建設分野特定技能1号評価試験（ライフライン・設備） 技能検定3級（配管） 技能検定3級（建築板金） 技能検定3級（冷凍空気調和機器施工）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	建築板金	内外装板金作業	
					ダクト板金作業	
				冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
		【移行期間】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更の運用方針第1a. 試験区分（3）（1）ア関係（の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格したときは、建設分野特定技能1号評価試験（ライフライン・設備）に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験（電気通信） 建設分野特定技能1号評価試験（配管） 建設分野特定技能1号評価試験（建築板金） 建設分野特定技能1号評価試験（保温保冷）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	配管	建築配管作業	
					プラント配管作業	
				熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
				溶接	手溶接	
					半自動溶接	
	【特定技能2号】 ライフライン・設備（複数の建設技能者を指揮しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理）					建設分野特定技能2号評価試験（ライフライン・設備） 技能検定1級（配管） 技能検定1級（建築板金） 技能検定1級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業）） 技能検定1級（冷凍空気調和機器施工）

12

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
造船・舶用工業分野	【特定技能1号】 塗装（監督者の指示を理解し、又は自らの判断により塗装作業（金属塗装作業、構造塗装作業）に従事）	造船・舶用工業分野 特定技能1号試験 （塗装）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	塗装	金属塗装	
		技能検定2級 （塗装）			構造塗装	
	【特定技能2号】 塗装（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら塗装作業（金属塗装作業、構造塗装作業）に従事）					造船・舶用工業分野 特定技能2号試験 （塗装） 技能検定1級 （塗装）
	【特定技能1号】 鉄工（監督者の指示を理解し、又は自らの判断により鉄工作業（構造物鉄工作業）に従事）	造船・舶用工業分野 特定技能1号試験 （鉄工） 技能検定3級 （鉄工）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	鉄工	構造物鉄工	
	【特定技能2号】 鉄工（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら鉄工作業（構造物鉄工作業）に従事）					造船・舶用工業分野 特定技能2号試験 （鉄工） 技能検定1級 （鉄工）
	【特定技能1号】 仕上げ（監督者の指示を理解し、又は自らの判断により仕上げ作業（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）に従事）	造船・舶用工業分野 特定技能1号試験 （仕上げ） 技能検定1級 （仕上げ）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
	【特定技能2号】 仕上げ（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら仕上げ作業（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）に従事）					造船・舶用工業分野 特定技能2号試験 （仕上げ） 技能検定1級 （仕上げ）

11

<＝別紙4＞

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
造船・舶用工業分野	【特定技能1号】 溶接加工（型鋼の取り合を溶解し、又は自らの切断により船舶の新造工程の作業に従事）、塗装作業、鉄筋作業、ガス溶接作業、ボルト・ナット作業、ボルト締め作業、ボルト・ナット締め作業、ボルト・ナット締め作業、ボルト・ナット

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
航空	【特定技能1号】 航空機整備 （機体、装備品等の整備業務等）	航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備） 【経過措置】 「特定技能制の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和元年6月19日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）に合格したものとみなす。 特定技能評価試験（航空分野・航空機整備）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）			
	【特定技能2号】 航空機整備 （自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等）					航空分野特定技能2号評価試験（航空機整備） 航空従事者技能証明のうち以下のいずれか 一等航空整備士（陸用機） 一等航空整備士（発動機整備機） 二等航空整備士（陸用機） 二等航空整備士（発動機整備機） 一等航空運航整備士（陸用機） 一等航空運航整備士（発動機整備機） 二等航空運航整備士（陸用機） 二等航空運航整備士（発動機整備機） 航空工場整備士（機体構造関係） 航空工場整備士（ピストン発動機関係） 航空工場整備士（タービン発動機関係） 航空工場整備士（プロペラ関係） 航空工場整備士（計器関係） 航空工場整備士（電子装備品関係） 航空工場整備士（電気装備品関係） 航空工場整備士（無線通信機器関係）

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
造船・舶用工業分野		【経過措置】 「特定技能制の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和元年3月29日閣議決定）による変更前の運用方針第1a. 試験区分(3)(17)関係の細に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能1号試験（船殻艤装）に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（溶接） 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（塗装） 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（鉄工） 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（仕上げ） 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（機械加工）		鉄工	構造鉄鉄工	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					塗型仕上げ	
					機械艤装仕上げ	
				機械加工	旋盤設整	
					フライス盤	
					数値制御設盤	
					マシニングセンタ	
				配管	溶接配管	
					プラント配管	
				鋳造	鉄鋳造物鋳造	
					非鉄金属鋳造物鋳造	
				金型プレス加工	金型プレス	
				強化プラスチック成形	手積み積層成形	
				機械保全	機械系保全	

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
宿泊分野	【特定技能1号】 宿泊施設における フロント、企画・広報、営業、レストランサービス等の接客サービスの提供に従事する業務 【特定技能2号】 複数の従業員を指揮しながら、宿泊施設における フロント、企画・広報、営業、レストランサービス等の接客サービスの提供に従事する業務	宿泊分野特定技能1号評価試験 【経過措置】 「特定技能制の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和元年6月19日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、宿泊分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。 宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	宿泊	接客・衛生管理	宿泊分野特定技能2号評価試験
農業分野	【特定技能1号】 耕種農業全般 （栽培管理、収穫物の集出荷・選別等）	1号農業技能測定試験（耕種農業全般） 【経過措置】 「特定技能制の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和元年6月19日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験（耕種農業全般）に合格したものとみなす。 農業技能測定試験（耕種農業全般）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	耕種農業	施設園芸	
					畑作物栽	
					果樹	
	【特定技能2号】 耕種農業全般（管理業務、農産物の集出荷・選別等）及び他業務に関する修得業務					2号農業技能測定試験（耕種農業全般）
	【特定技能1号】 畜産農業全般 （飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）	1号農業技能測定試験（畜産農業全般） 【経過措置】 「特定技能制の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和元年6月19日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験（畜産農業全般）に合格したものとみなす。 農業技能測定試験（畜産農業全般）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	畜産農業	養豚	
					養鶏	
					酪農	
	【特定技能2号】 畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び他業務に関する修得業務					2号農業技能測定試験（畜産農業全般）

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
造船・舶用工業分野	【特定技能2号】 船舶艤装（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船用機械の組立工程の作業に従事）					造船・舶用工業分野特定技能2号試験（船用機械） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（鉄工） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（配管） 技能検定1級（溶接） 技能検定1級（金属プレス加工） 技能検定1級（強化プラスチック成形） 技能検定1級（機械保全） 【経過措置】 「特定技能制の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和元年3月29日閣議決定）による変更前の運用方針第2a. 試験区分(3)(3)ア関係の細に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能2号試験（船用機械）に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能2号試験（溶接） 造船・舶用工業分野特定技能2号試験（塗装） 造船・舶用工業分野特定技能2号試験（鉄工） 造船・舶用工業分野特定技能2号試験（仕上げ） 造船・舶用工業分野特定技能2号試験（機械加工）
	【特定技能1号】 機械製造（子機器）監督者の指示を理解し、又は自らの判断により船用電気電子機器の製造工程の作業に従事）	造船・舶用工業分野特定技能1号試験（船用電気電子機器） 技能検定3級（機械加工） 技能検定3級（電子機器組立て） 技能検定3級（プリント配線板製造） 技能検定3級（配管） 技能検定3級（機械保全）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御設盤	
					マシニングセンタ	

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験を除く。）
				職種	作業	
漁業分野	【特定技能1号】 漁業（魚類の養殖・種苗、水産動植物の採取、漁具・漁労機械の修作、水産動植物の保蔵、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）	1号漁業技能測定試験（漁業） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和元年6月28日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に規げる試験の当、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験（漁業）に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験（漁業）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	漁船漁業	かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、さき網漁業、ひき網漁業、まき網漁業、定置網漁業、かに籠漁業、海苔養殖業	
	【特定技能2号】 漁業（魚類の養殖・種苗、水産動植物の採取、漁具・漁労機械の修作、水産動植物の保蔵、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、授業を伝博監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験（漁業） 日本語能力試験（N3以上）
	【特定技能1号】 養殖業（養殖器材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（獲）・処理、安全衛生の確保等） 【特定技能2号】 養殖業（養殖器材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（獲）・処理、安全衛生の確保等）、授業を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	1号漁業技能測定試験（養殖業） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に規げる試験の当、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験（養殖業）に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験（養殖業）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	養殖業	ほたて貝・かき養殖	
						2号漁業技能測定試験（養殖業） 日本語能力試験（N3以上）

<＜別紙4＞

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（業務経験を除く。）
				職種	作業	
造船・舶用工業分野		【特定技能1号】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和6年3月29日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に規げる試験の当、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能1号試験（船殻溶接電子機器）に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（機械加工） 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（電気機器組立て）		溶接 ダクト 板金 鋲打 ガス溶接 ろう付 アーク溶接 TIG溶接 MIG溶接 炭酸ガス溶接 ロボット溶接 レーザー溶接 プラズマ溶接 ガスシールド溶接 自動車整備組立て 自動車整備組立て 自動車整備組立て

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
飲食料品製造業分野				パン製造	パン製造	
				そう菜製造業	そう菜加工	
				麺類製造業	麺類製造	
	【特定技能2号】飲食料品製造全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全性の確保）及び当該業務に関する管理業務					飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験
外食業分野	【特定技能1号】外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	医療・福祉施設給食製品	医療・福祉施設給食製品	
	【特定技能2号】外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び当該経営					外食業特定技能2号技能測定試験 日本語能力試験（N3以上）

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
自動車整備業分野	【特定技能1号】自動車の点検・整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する各種作業等	自動車整備分野特定技能1号評価試験 【経過措置】「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験の内、下記に掲げる試験に合格した者は、自動車整備分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。 自動車整備分野特定技能評価試験 自動車整備士技能検定3級	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	自動車整備	自動車整備	
	【特定技能2号】他の業務への従事を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務					自動車整備分野特定技能2号評価試験 自動車整備士技能検定2級
航空	【特定技能1号】空港グランドハンドリング（社内業務等を有する指揮者やチームリーダーとして、的上および支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事）	航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング） 【経過措置】「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験の内、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）に合格したものとみなす。 特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	空港グランドハンドリング	航空機地上支援 航空貨物郵便取扱 客室清掃	
	【特定技能2号】空港グランドハンドリング（社内業務等を有する指揮者やチームリーダーとして、的上および支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、上司を管理）					航空分野特定技能2号評価試験（空港グランドハンドリング）

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
航空	【特定技能1号】航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）	航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備） 【経過措置】「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験の内、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）に合格したものとみなす。 特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）			
	【特定技能2号】航空機整備（1)～(7)の作業のいずれか、整備、装備品等の専門的・技術的な整備業務等）					航空分野特定技能2号評価試験（航空機整備） 航空従事者技能証明のうち以下のいずれか 一等航空整備士（飛行機） 一等航空整備士（回転翼航空機） 二等航空整備士（飛行機） 二等航空整備士（回転翼航空機） 一等航空運航整備士（飛行機） 一等航空運航整備士（回転翼航空機） 二等航空運航整備士（飛行機） 二等航空運航整備士（回転翼航空機） 航空工場整備士（機体構造関係） 航空工場整備士（ストラット整備関係） 航空工場整備士（タービン発動機関係） 航空工場整備士（プロペラ関係） 航空工場整備士（計器関係） 航空工場整備士（電子装備品関係） 航空工場整備士（電気装備品関係） 航空工場整備士（無線通信機器関係）

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号） 特定技能外国人が従事する業務区分	特定技能1号 技能水準及び評価方法等	特定技能1号 日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種	試験免除等となる技能実習2号 作業	特定技能2号 技能水準及び評価方法等 （実務経験を除く。）
宿泊分野	【特定技能1号】 評価場所におけるフロント、企画・広報、経理、レストランサービス等の総合サービスの提供に従事する業務	宿泊分野特定技能1号評価試験 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するあり方の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針31に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、宿泊分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。 宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	宿泊	接客・衛生管理	
	【特定技能2号】 複数の従業員を指揮しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、経理、レストランサービス等の総合サービスの提供に従事する業務					宿泊分野特定技能2号評価試験
農業分野	【特定技能1号】 耕種農業全般 （取扱管理、果菜物の集出荷・選別等）	1号農業技能測定試験（耕種農業全般） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するあり方の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針31に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験（耕種農業全般）に合格したものとみなす。 農業技能測定試験（耕種農業全般）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	耕種農業	施設園芸 露地野菜 果樹	
	【特定技能2号】 耕種農業全般（栽培管理、農業物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務					2号農業技能測定試験（耕種農業全般）
	【特定技能1号】 畜産農業全般 （飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）	1号農業技能測定試験（畜産農業全般） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するあり方の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針31に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験（畜産農業全般）に合格したものとみなす。 農業技能測定試験（畜産農業全般）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	畜産農業	養豚 養鶏 酪農	
	【特定技能2号】 畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務					2号農業技能測定試験（畜産農業全般）

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号） 特定技能外国人が従事する業務区分	特定技能1号 技能水準及び評価方法等	特定技能1号 日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種	試験免除等となる技能実習2号 作業	特定技能2号 技能水準及び評価方法等 （実務経験を除く。）
漁業分野	【特定技能1号】 漁業（養殖業の製作・補修、水産動植物の採捕、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の保護、高度物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）	1号漁業技能測定試験（漁業） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するあり方の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針31に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験（漁業）に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験（漁業）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	漁船漁業	かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、定置網漁業、小型底びき網漁業、さし網漁業、まき網漁業、かに・えびかご漁業、海藻類養殖業	
	【特定技能2号】 漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の採捕、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の保護、高度物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、指導を監督する者の補佐、作業員の安全及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験（漁業） 日本語能力試験（N3以上）
	【特定技能1号】 養殖業（養殖業務の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、高度水産動植物の収穫（獲）・処理、安全衛生の確保等）	1号漁業技能測定試験（養殖業） 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するあり方の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針31に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験（養殖業）に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験（養殖業）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	養殖業	ほたてがい・まがき養殖	
	【特定技能2号】 養殖業（養殖業務の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、高度水産動植物の収穫（獲）・処理、安全衛生の確保等）、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験（養殖業） 日本語能力試験（N3以上）

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
<別紙4>
<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th rowspan="2">共通（特定技能1号・2号）
特定技能外国人が従事する業務区分</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th rowspan="2">特定技能2号
技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th><th rowspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th></tr>
<tr><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="13">飲食料品製造業分野</td><td rowspan="13">【特定技能1号】
飲食料品製造全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）</td><td rowspan="13">飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験</td><td rowspan="13">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>缶詰巻締</td><td>缶詰巻締</td><td rowspan="13"></td></tr>
<tr><td>食肉処理加工業</td><td>食肉処理加工</td></tr>
<tr><td rowspan="4">加熱性水産加工食品製造業</td><td>節類製造</td></tr>
<tr><td>加熱乾燥品製造</td></tr>
<tr><td>調味加工品製造</td></tr>
<tr><td>くん製品製造</td></tr>
<tr><td rowspan="6">非加熱性水産加工食品製造業</td><td>塩蔵品製造</td></tr>
<tr><td>乾製品製造</td></tr>
<tr><td>発酵食品製造</td></tr>
<tr><td>調理加工品製造</td></tr>
<tr><td>生食用加工品製造</td></tr>
<tr><td>水産練り製品製造</td><td>かまぼこ製品製造</td></tr>
<tr><td>牛豚食肉処理加工業</td><td>牛豚部分肉製造</td></tr>
<tr><td>ハム・ソーセージ・ベーコン製造</td><td>ハム・ソーセージ・ベーコン製造</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
<別紙4>
<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th rowspan="2">共通（特定技能1号・2号）
特定技能外国人が従事する業務区分</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th rowspan="2">特定技能2号
技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th><th rowspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th></tr>
<tr><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="3">飲食料品製造業分野</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>パン製造</td><td>パン製造</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>そう菜製造業</td><td>そう菜加工</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>農産物漬物製造</td><td>農産物漬物製造</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
飲食料品製造全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外食業分野</td><td>【特定技能1号】
外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）</td><td>外食業特定技能1号技能測定試験</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>医療・福祉施設給食製造</td><td>医療・福祉施設給食製造</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び当該業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>外食業特定技能2号技能測定試験
日本語能力試験（N3以上）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

55	参考様式第1-6号		参考様式第１－６号 雇　用　条　件　書 年　月　日 殿 指定技能評価機関名 所在地 電話番号 代表者　役職・氏名　㊞ Ⅰ．雇用契約期間 1．期間契約期間 （　年　月　日～　年　月　日）　入国予定日　年　月　日 2．契約の更新の有無 □ 自動的に更新する　□ 更新する場合があり得る　□ 契約の更新はしない ※ 上記契約の更新の有無を「更新する場合があり得る」とした場合の更新の判断基準は以下のとおりとする。 □ 契約期間満了時の業務量　□ 労働者の勤務成績，態度　□ 労働者の業務を遂行する能力 □ 会社の経営状況　□ 従事している業務の進捗状況　□ その他（　） Ⅱ．就業の場所 □ 直接雇用（以下に記入）　□ 派遣雇用（別紙「就業条件明示書」に記入） 事業所名 所在地 連絡先 Ⅲ．従事すべき業務の内容 1．分野（　） 2．業務区分（　） Ⅳ．労働時間等 1．始業・終業の時刻等 (1) 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（1日の所定労働時間　時間　分） (2) 【次の就業が労働者に適用される場合】 □ 変形労働時間制：（　）単位の変形労働時間制 ※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には，乙が十分に理解できる方法を記載した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署への届出並びに変形労働時間に関する協定書の写しを添付する。 □ 交代制として，次の勤務時間の組合せによる。 始業（　時　分）　終業（　時　分）　(適用日　　，1日の所定労働時間　時間　分) 始業（　時　分）　終業（　時　分）　(適用日　　，1日の所定労働時間　時間　分) 始業（　時　分）　終業（　時　分）　(適用日　　，1日の所定労働時間　時間　分) 2．休憩時間（　分） 3．所定労働時間数　(1)週（　時間　分）　(2)月（　時間　分）　(3)年（　時間　分） 4．所定労働日数　(1)週（　日）　(2)月（　日）　(3)年（　日） 5．所定時間外労働の有無　(1) 有　(1) 無 ○詳細は，就業規則　第　条～第　条，第　条～第　条，第　条～第　条 Ⅴ．休日 1．定例日：毎週　曜日，日本の祝日の祝日，その他（　）　(年間合計休日日数　日)	参考様式第１－６号 雇　用　条　件　書 年　月　日 殿 指定技能評価機関名 所在地 電話番号 代表者　役職・氏名　㊞ Ⅰ．雇用契約期間 1．雇用契約期間 （　年　月　日～　年　月　日）　入国予定日　年　月　日 2．契約の更新の有無 □ 自動的に更新する　□ 更新する場合があり得る　□ 契約の更新はしない ※ 上記契約の更新の有無を「更新する場合があり得る」とした場合の更新の判断基準は以下のとおりとする。 □ 契約期間満了時の業務量　□ 労働者の勤務成績，態度　□ 労働者の業務を遂行する能力 □ 会社の経営状況　□ 従事している業務の進捗状況　□ その他（　） 3．更新上限の有無（無・有（更新　回まで／通算契約期間　年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期雇用契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約（無期雇用契約）の締結の申込みをすることにより，本契約期間の末日の翌日（　年　月　日）から，無期雇用契約での雇用に転換することができる。この場合の労働条件は変更の有無（無・有（別紙2のとおり）） Ⅱ．就業の場所 □ 直接雇用（以下に記入）　□ 派遣雇用（別紙「就業条件明示書」に記入） (雇入れ直後)　(変更の範囲) □変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入） 事業所名　事業所名 所在地　所在地 連絡先　連絡先 Ⅲ．従事すべき業務の内容 (雇入れ直後)　(変更の範囲) □変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入） 1．分野（　）　1．分野（　） 2．業務区分（　）　2．業務区分（　） Ⅳ．労働時間等 1．始業・終業の時刻等 (1) 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（1日の所定労働時間　時間　分） (2) 【次の就業が労働者に適用される場合】 □ 変形労働時間制：（　）単位の変形労働時間制 ※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には，乙が十分に理解できる方法を記載した年間カレンダーの写し及び労働基準監督署への届出並びに変形労働時間に関する協定書の写しを添付する。 □ 交代制として，次の勤務時間の組合せによる。 始業（　時　分）　終業（　時　分）　(適用日　　，1日の所定労働時間　時間　分) 始業（　時　分）　終業（　時　分）　(適用日　　，1日の所定労働時間　時間　分) 始業（　時　分）　終業（　時　分）　(適用日　　，1日の所定労働時間　時間　分)

2．定例日：週・月の当たり　　日、その他（　　）

○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条

VI. 休暇

1．年次有給休暇　　6か月継続勤務した場合・　　日

継続勤務6か月未満の年次有給休暇（□ 有　　□ 無）　→　　か月経過で　　日

2．その他の休暇　　有給（　　）　無給（　　）

3．　時間単位休暇　　乙が　時間単位を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。

○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条

VII. 賃金

1．基本賃金　　□ 月給（　　円）　□ 日給（　　円）　□ 時間給（　　円）

別紙賃金別紙のとおり

2．諸手当（時間外労働の割増賃金は除く）

（　　千円、　　千円、　　千円）

別紙賃金別紙のとおり

3．所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

(1) 所定時間外　　法定超月60時間以内　（　　）%

法定超月60時間超　（　　）%

所定超　（　　）%

(2) 休日　　法定休日　（　　）%、　法定外休日　（　　）%

(3) 深夜　（　　）%

4．賃金締切日　　□ 毎月　　日、□ 毎月　　日

5．賃金支払日　　□ 毎月　　日、□ 毎月　　日

6．賃金支払方法　　□ 口座振込　　□ 通貨払

7．労使協定に基づく賃金支払時の控除　　□ 無　　□ 有

別紙賃金別紙のとおり

8．賞与　　□ 有（時期、金額等）、□ 無

9．賞与　　□ 有（時期、金額等）、□ 無

10．退職金　　□ 有（時期、金額等）、□ 無

11．休業手当　　□ 有（率　　）

VIII. 退職に関する事項

1．自己都合退職の手続（退職する_____日前に社長・工場長等に届けること）

2．解雇の事由及び手続

解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。所定法定外労働人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。

○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条

IX. その他

1．社会保険の加入状況・労働保険の適用状況（□ 厚生年金 ，□ 健康保険 ，□ 雇用保険 ，□ 労災保険 ，

□ 国民年金 ，□ 国民健康保険 ，□ その他（　　））

2．雇入れ時の健康診断　　年　　月

3．初回の定期健康診断　　年　　月（その後　　ごとに実施）

4．本契約終了後に乙が雇用するに当たり、乙が紹介料を会社することができないときは、甲が紹介料を会社するとともに、乙が不利益になされるよう必要な措置を講じることとする。

受取人（署名）

2．休憩時間　（　　分）

3．所定労働時間数　①週（　　時間　　分）　②月（　　時間　　分）　③年（　　時間　　分）

4．所定労働日数　①週（　　日）　②月（　　日）　③年（　　日）

5．所定時間外労働の有無　□ 有　□ 無

○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条、第　条～第　条

V. 休日

1．定例日：毎週　　曜日、国民の祝日の翌日、その他（　　）　（年間合計休日日数　　日）

2．非定例日：週・月当たり　　日、その他（　　）

○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条

VI. 休暇

1．年次有給休暇　　6か月継続勤務した場合→　　日

継続勤務6か月未満の年次有給休暇（□ 有　　□ 無）　→　　か月経過で　　日

2．その他の休暇　　有給（　　）　無給（　　）

3．一時帰国休暇　　乙が一時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。

○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条

VII. 賃金

1．基本賃金　　□ 月給（　　円）　□ 日給（　　円）　□ 時間給（　　円）

別紙賃金別紙のとおり

2．諸手当（時間外労働の割増賃金は除く）

（　　千円、　　千円、　　千円）

別紙賃金別紙のとおり

3．所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

(1) 所定時間外　　法定超月60時間以内　（　　）%

法定超月60時間超　（　　）%

所定超　（　　）%

(2) 休日　　法定休日　（　　）%、　法定外休日　（　　）%

(3) 深夜　（　　）%

4．賃金締切日　　□ 毎月　　日、□ 毎月　　日

5．賃金支払日　　□ 毎月　　日、□ 毎月　　日

6．賃金支払方法　　□ 口座振込　　□ 通貨払

7．労使協定に基づく賃金支払時の控除　　□ 無　　□ 有

別紙賃金別紙のとおり

8．賞与　　□ 有（時期、金額等）、□ 無

9．賞与　　□ 有（時期、金額等）、□ 無

10．退職金　　□ 有（時期、金額等）、□ 無

11．休業手当　　□ 有（率　　）

VIII. 退職に関する事項

1．自己都合退職の手続（退職する_____日前に社長・工場長等に届けること）

2．解雇の事由及び手続

解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。所定法定外労働人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。

○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条

IX. その他

1．社会保険の加入状況・労働保険の適用状況（□ 厚生年金 ，□ 健康保険 ，□ 雇用保険 ，□ 労災保険 ，

□ 国民年金 ，□ 国民健康保険 ，□ その他（　　））

2．雇入れ時の健康診断　　年　　月

3．初回の定期健康診断　　年　　月（その後　　ごとに実施）

4．就業管理の必要性に関する事項に係る相談先

部署名　　担当者職氏名　　連絡先　　）

5．本契約終了後に乙が雇用するに当たり、乙が紹介料を負担することができないときは、甲が紹介料を負担するとともに、乙が不利益になされるよう必要な措置を講じることとする。

受取人（署名）

以上のほか、当社就業規則による、就業規則を確認できる場所や方法（　　）

参考様式第１－６号　別紙

賃　　金　　の　　支　　払

１．基本賃金

□　月給（　　円）　□　日給（　　円）　□　時間給（　　円）

※月給・日給の場合の１時間当たりの金額（　　円）

※日給・時間給の場合の１か月当たりの金額（　　円）

２．諸手当の額及び計算方法（時間外労働の割増賃金は除く。）

(a)　（　　手当　　円／計算方法：　　）

(b)　（　　手当　　円／計算方法：　　）

(c)　（　　手当　　円／計算方法：　　）

(d)　（　　手当　　円／計算方法：　　）

３．１か月当たりの支払概算額（１＋２）　　約　　円（合計）

４．賃金支払時に控除する項目

(a) 税　　金　　（約　　円）

(b) 社会保険料　　（約　　円）

(c) 雇用保険料　　（約　　円）

(d) 食　　費　　（約　　円）

(e) 居　住　費　　（約　　円）

(f) その他　（水道光熱費）　（約　　円）

（　　）　（約　　円）

（　　）　（約　　円）

（　　）　（約　　円）

（　　）　（約　　円）

（　　）　（約　　円）

控除する金額　約　　円（合計）

５．手取り支給額（３－４）　　約　　円（合計）

※欠勤等がない場合であって，時間外労働の割増賃金等は除く。

参考様式第１－６号　別紙１

賃　　金　　の　　支　　払

１．基本賃金

□　月給（　　円）　□　日給（　　円）　□　時間給（　　円）

※月給・日給の場合の１時間当たりの金額（　　円）

※日給・時間給の場合の１か月当たりの金額（　　円）

２．諸手当の額及び計算方法等（時間外労働の割増賃金は除く。）

(a)　（　　手当　　円／計算方法：　　）

(b)　（　　手当　　円／計算方法：　　）

(c)　（　　手当　　円／計算方法：　　）

(d)　（　　手当　　円／計算方法：　　）

【固定残業代がある場合】

(e)　（　　手当　　円

・支給要件：時間外労働の有無にかかわらず，＿＿＿＿時間分の時間外手当として支給。

＿＿＿＿時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給。）

３．１か月当たりの支払概算額（１＋２）　　約　　円（合計）

４．賃金支払時に控除する項目

(a) 税　　金　　（約　　円）

(b) 社会保険料　　（約　　円）

(c) 雇用保険料　　（約　　円）

(d) 食　　費　　（約　　円）

(e) 居　住　費　　（約　　円）

(f) その他　（水道光熱費）　（約　　円）

（　　）　（約　　円）

（　　）　（約　　円）

（　　）　（約　　円）

（　　）　（約　　円）

（　　）　（約　　円）

控除する金額　約　　円（合計）

５．手取り支給額（３－４）　　約　　円（合計）

※欠勤等がない場合であって，時間外労働の割増賃金等は除く。

参考様式第１－６号　別紙２（雇用条件書Ⅰ.で【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が５年を超える有期雇用契約の締結の場合】で有を選択した場合）

雇　用　条　件　書

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約（無期雇用契約）の締結の申込みをしたときに成立する無期雇用契約の条件は、次のとおりです。

年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

特定技能所属機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者　役職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿印

Ⅰ．雇用契約期間　期間の定めなし

Ⅱ．就業の場所

□　直接雇用（以下に記入）
（雇入れ直後）
事業所名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先 ＿＿＿＿＿＿＿＿

□　派遣雇用（別紙「就業条件明示書」に記入）
（変更の範囲）□変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入）
事業所名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先 ＿＿＿＿＿＿＿＿

Ⅲ．従事すべき業務の内容

（雇入れ直後）
１．分　野（　　）
２．業務区分（　　）

（変更の範囲）□変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入）
１．分　野（　　）
２．業務区分（　　）

Ⅳ．労働時間等

１．始業・終業の時刻等
(1) 始業　（　時　分）　終業　（　時　分）　（１日の所定労働時間数　時間　分）
(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】
□　変形労働時間制：（　　）単位の変形労働時間制
※　１年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解できる言語を併記した年間カレンダーのゞし及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書のゞしを添付する。
□　交代制として、次の勤務時間の組合せによる。
始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　　、１日の所定労働時間　時間　分）
始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　　、１日の所定労働時間　時間　分）
始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　　、１日の所定労働時間　時間　分）
２．休憩時間　（　分）
３．所定労働時間数　①週（　時間　分）　②月（　時間　分）　③年（　時間　分）
４．所定労働日数　①週（　日）　②月（　日）　③年（　日）
５．所定時間外労働の有無　□　有　□　無
○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条、第　条～第　条

Ⅴ．休日

１．定例日：毎週　曜日、日本の国民の祝日、その他（　　）　（年間合計休日日数　日）
２．非定例日：週・月当たり　日、その他（　　）
○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条

Ⅵ．休暇

				1．年次有給休暇　6か月継続勤務した場合→　　日 継続勤務6か月未満の年次有給休暇（□ 有　□ 無）→　　か月経過で　　日 2．その他の休暇　有給（　　）　無給（　　） 3．　時帰国休暇　乙が　時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。 ○詳細は、就業規則 第　条～第　条、第　条～第　条 Ⅶ．賃金 1．基本賃金　□ 月給（　　円）　□ 日給（　　円）　□ 時間給（　　円） ※詳細は別紙のとおり 2．諸手当（時間外労働の割増賃金は除く） （　　手当、　　手当、　　手当） ※詳細は別紙のとおり 3．所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 (1) 所定時間外　法定超月60時間以内　（　　）% 法定超月60時間超　（　　）% 所定超　（　　）% (2) 休日　法定休日　（　　）%、　法定外休日　（　　）% (3) 深夜　（　　）% 4．賃金締切日　□ 毎月　日、□ 毎月　日 5．賃金支払日　□ 毎月　日、□ 毎月　日 6．賃金支払方法　□ 口座振込　□ 通貨払 7．労使協定に基づく賃金支払時の控除　□ 無　□ 有 ※詳細は別紙のとおり 8．昇給　□ 有（時期、金額等　　）、□ 無 9．賞与　□ 有（時期、金額等　　）、□ 無 10．退職金　□ 有（時期、金額等　　）、□ 無 11．休業手当　□ 有（率　　） Ⅷ．退職に関する事項 1．自己都合退職の手続（退職する＿＿＿日前に社長・工場長等に届けること） 2．解雇の事由及び手続 解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。特定技能外国人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。 ○詳細は、就業規則 第　条～第　条、第　条～第　条 Ⅸ．その他 1．社会保険の加入状況・労働保険の適用状況（□ 厚生年金、□ 健康保険、□ 雇用保険、□ 労災保険、□ 国民年金、□ 国民健康保険、□ その他（　　）） 2．雇入れ時の健康診断　年　月 3．初回の定期健康診断　年　月（その後　　ごとに実施） 4．雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名　担当者職氏名　（連絡先　　） 5．本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。 以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（　　）

56	参考様式第1―11号		参考様式第１－１１号 特 定 技 能 所 属 機 関 概 要 書 １　所属役員 （ふりがな） （１）役　員　氏　名 ①　役職 ②　役職 ③　役職 ④　役職 ⑤　役職 （注意） 役員が複数いる場合は、その全てについて記載すること。なお、役員を記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。 ２　決算状況 売上高　円　円　円 経常損益　円　円　円 純損益　円　円　円 純資産　円　円　円 （注意） １　個人事業主の場合には、純資産の欄に青色申告特別控除前所得金額の減額対照表における記入額を記載してください。 ２　直近年度において債務超過（純資産の額がマイナス）がある場合には、中小企業診断士、税理士、公認会計士等の企業評価を行う能力があると認められる者の資格を有する第三者が取引の見通しについて評価を行った書面を添付してください。 ３　基準適合性に係る事項 （１）過去１年における特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者の離職状況 離職理由 自発的離職者　非自発的離職者 日本人労働者　名　名 外国人労働者　名　名 （２）直近１年間の行方不明者数 特定技能１号及び２号　名 うち責めに帰すべき事由による行方不明　□ 該当あり　□ 該当なし 技能実習　名 うち責めに帰すべき事由による行方不明　□ 該当あり　□ 該当なし （注意） １　（１）の「自発的離職」とは、特定技能外国人の同意による転職や退職をいい、「非自発的離職」とは、特定技能所属機関の経営上の都合により、人員整理を行うための早期退職を募集したり又は法人解散を行った場合等をいう。 ２　（１）の「外国人労働者」とは、入管法別表第１の１、２及び５の表（就労資格に係る）の在留資格をもって在留する者をいう。	（削除）

3　（2）は、特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人の過去１年間における行方不明者の発生状況について、行方不明者が発生している場合はその発生人数を、発生していない場合は０名と記載すること。また、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により行方不明者が発生している場合は「該当あり」に、特定技能所属機関の責めによらない理由で行方不明者が発生している場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

4　（2）は、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者である場合は、過去１年間における技能実習生の行方不明者の発生状況についても記載すること。

4　中長期在留者の受入れ実績等（１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要）

			受入れ人数	受入れ期間中の法令遵守
□	（1）過去２年間にわたり中長期在留者の受入れを適正に行った実績	直近１年前	名	□　法令遵守 □　法令違反・行政指導あり
		直近２年前	名	□　法令遵守 □　法令違反・行政指導あり
□	（2）支援責任者及び支援担当者が過去２年間に中長期在留者の生活相談業務に従事した実績を有すること	（注意：記載不要。ただし、「支援責任者の履歴書（参考様式第１－２０号）」及び「支援担当者の履歴書（参考様式第１－２２号）」に記載した上、添付すること。）		
□	（3）（1）及び（2）に掲げるもののほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができること	（注意：該当することを立証する資料を必ず添付すること）		過去５年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無 □是正勧告あり □是正勧告なし

（注意）
1　本欄は（1）から（3）欄の該当するものにチェックマークを付した上、記載すること。
2　「中長期在留者」とは、入管法別表第１の１，２及び５（就労資格に限る）の在留資格を有する者をいう。
3　（1）欄の「適正に行った」とは、入管法、技能実習法及び労働基準法など出入国又は労働に関する法令の規定に違反したことにより、告発に処せられたこと、送検されたことのほか、①技能実習法上の改善命令又は技能実習法施行前の旧技能実習制度における改善指導（以上総称して「法令違反」という。）を受けていないこと、②行政指導（以上総称して「行政指導」という。）を受けていないことをいう。適正に行っている場合は「法令遵守」に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政指導あり」にチェックマークを付すこと。

5　支援体制に関する事項（１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要。）

	支援対象者（申請人）		支援責任者		支援担当者	
	氏名	所属部署 役職	氏名	所属部署 役職	氏名	所属部署 役職
1						
2						
3						

（注意）
①記入欄について記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

特定技能所属機関の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

57	参考様式第1―11―1号		（新設）	

参考様式第１－１１－１号

特 定 技 能 所 属 機 関 概 要 書

1　所属役員

（ふりがな） （1）役　員　氏　名	①		役職	
	②		役職	
	③		役職	
	④		役職	
	⑤		役職	

（注意）
役員が複数いる場合は、その全てについて記載すること。なお、役員を記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

2　決算状況

	前年度	前々年度	前々々年度
売上高	円	円	円
経常利益	円	円	円
純利益	円	円	円
純資産	円	円	円

（注意）
1　個人事業主の場合には、純資産の欄に所得税青色申告決算書の貸借対照表における元入金を記載してください。
2　前年度末において債務超過（純資産の額がマイナス）がある場合には、中小企業診断士、税理士、公認会計士等の企業診断を行う能力があると認められる公的機関を作成する第一者決算の見通しについて評価を行った書面を添付してください。

3　適正適合性に係る事項

		雇用状況		
		直接的雇用者	直接的雇用者	
（1）過去1年における特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者の雇用状況	日本人労働者	名	名	
	外国人労働者	名	名	
（2）直1年間の行方不明者数	特定技能1号及び2号	名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	□ 該当あり □ 該当なし
	技能実習	名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	□ 該当あり □ 該当なし

（注意）
1　（1）の「直接的雇用」とは、特定技能外国人の自己都合による転職や退職をいい、「非直接的雇用」とは、特定技能所属機関の組合等の都合により、人員整理を行うために希望退職を募集したり又は退職勧奨を行った場合等をいう。
2　（1）の「外国人労働者」とは、入管法別表第１の４、２及び５の表（技能実習に係る）の在留資格をもって在留する者をいう。

3　(2) は、特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人の過去1年間における行方不明者の発生状況について、行方不明者が発生している場合はその発生人数を、発生していない場合は0名と記載すること。また、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により行方不明者が発生している場合は「様式あり」に、特定技能所属機関の責めによらない理由で行方不明者が発生している場合は「様式なし」にチェックマークを付すこと。

4　(2) は、特定技能所属機関が、技能実習機関における実習実施者である場合は、過去1年間における技能実習生の行方不明者の発生状況についても記載すること。

4　中長期在留者の受入れ実績等（1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要。）

(1) □	過去2年間に中長期在留者（注）の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること	受入れ・管理状況		受入れ期間中の法令違守
		直近1年間	名	□ 法令遵守 □ 法令違反・行政指導あり
		過去2年間	名	□ 法令遵守 □ 法令違反・行政指導あり
		添付書類	次以下の添付書類を提出すること。 ただし、登録機関として業務を行っている場合や登録支援機関として1号特定技能外国人の支援を行っている場合は、添付書類の提出不要。 □ 受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第1－11－2号）	

(2) □	支援責任者及び支援担当者が過去2年間に中長期在留者（注）の生活相談業務に従事した経験を有すること	生活相談業務の内容			
		支援責任者	生活相談業務期間		年　月　日～　年　月　日
			生活相談業務に従事した機関		機関名称： 所 在 地：
			生活相談業務内容		次以下いずれか1つ以上にチェックマークを付すこと。 □ 生活に必要な契約に係る支援に関するもの □ 生活オリエンテーションに関するもの □ 定期的な相談に関するもの □ その他（　　）
			経験の有無		□ 有　□ 無
			添付書類		次以下の添付書類を提出すること。
				必須	□ 生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第1－11－3号）
				いずれか	当生活相談の対象者の所属機関が同一の場合 □ 当該機関で生活相談業務に従事したこと及びその期間を証する書類 当生活相談の対象者の所属機関が同一でない場合 □ 対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類 □ その他（　　）

				支援担当者	生活相談実施期間	年　月　日～　　年　月　日			
					生活相談実施に従事した機関	機関名称： 所在地：			
					生活相談実施内容	次のうちいずれか1つ以上にチェックマークを付すこと。 □　生活に必要な契約に係る支援に関するもの □　生活オリエンテーションに関するもの □　定期的な面談に関するもの □　その他（　　）			
					機関の有無	□　有　□　無			
					添付書類	次以下の添付書類を提出すること。			
						必須	□　生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第1　11　3号）		
						いずれか	本件活動の対象者の所属機関が同一の場合 □　当該機関で生活相談業務に従事したこと及びその期間を証する書類 本件活動の対象者の所属機関が異一でない場合 □　対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき活動を受けたことを証する書類 □　その他（　　）		
（3） □	（1）及び（2）に掲げるもののほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができること			添付書類	□　この欄に該当することを示唆する資料	過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無 □　是正勧告あり □　是正勧告なし			

（注意）
1　本欄は（1）から（3）欄の該当するものにチェックマークを付した上，記載すること。
2　「中長期在留者」とは，入管法別表第1の1の表，2の表及びその表（就労資格に係る。）の上欄の在留資格を有する者をいう。
3　（1）欄の「過去に行った」とは，入管法，技能実習法及び労働基準法などの出入国及び労働に関する法令の規定に違反したことにより，告発を受けられたこと，行政処分を受けたことのほか，労働関係法令の違反等により行政指導を受けていないことをいう。過去に行っている場合は「是正指導，行政指導あり」にチェックマークを付すこと。

5　支援体制に関する事項（1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合は記載不要。）

	支援対象者（申請人）		支援責任者		支援担当者	
	氏名	所属部署 役職	氏名	所属部署 役職	氏名	所属部署 役職
1						
2						
3						

（注意）
申請人全員について記載しきれない場合は，「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付することとして差し支えない。

上記の記載内容は，事実と相違ありません。

年　　月　　日

特定技能所属機関の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

58	参考様式第1―11―2号		（新設）	

参考様式第１－１１－２号（特定技能運用要領第２条第２項第１号イ関係）

受け入れた中長期在留者リスト

年　　月　　日

特定技能所属機関の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

作成責任者　役職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○　**特定技能所属機関が過去２年以内に受け入れた全ての中長期在留者について、この用紙に記載すること。**

（注意）
1　対象となる中長期在留者は、入管法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（受入を行う事業を運営する活動又は職務を行うことができる在留資格の限る。）であることに留意すること。
　別表第１の１の表：外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
　別表第１の２の表：興行、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習
　別表第１の５の表：特定活動
2　「外国人雇用状況届出」の欄で「無」を選択した場合には、その理由を記載した任意書（任意様式）を添付すること。
3　記載できない項目については、「不明」と記載すること。
4　受け入れた全ての中長期在留者が記載しきれない場合は、本紙を複製して他用すること

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	受入れ期間	外国人雇用状況届出
1			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
2			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
3			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
4			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
5			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無

参考様式第１－１１－２号（継続用紙）

（注意）
1　受け入れた中長期在留者の中入れは除は、このページに記載すること。
2　本ページにも記載しきれない場合は、本ページを複製して全ての中長期在留者について記載すること。

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	受入れ期間	外国人雇用状況届出
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□有　□無

59	参考様式第1―11―3号		（新設）	

参考様式第１－１１－３号（特定技能運用要領第２条第２項第１号ロ関係）

生活相談業務を行った中長期在留者リスト

年　　月　　日

特定技能所属機関の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

作成責任者　役職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○　支援責任者及び支援担当者が過去２年間に生活相談業務を行った中長期在留者について、この用紙に記載すること。

（注意）
１　対象となる中長期在留者は、入管法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格の限る。）であることに留意すること。
　　別表第１の１の表：興行、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習
　　別表第１の２の表：高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習
　　別表第１の５の表：特定活動
２　記載できない欄があっては、「不明」と記載すること。
３　不明点を聞けない場合には、その理由を記載した書面（任意様式）を添付すること。
４　生活相談業務を行った中長期在留者が記載しきれない場合は、本紙を複製して使用すること。

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	生活相談をした期間	中長期在留者の氏名等
1			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
2			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
3			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
4			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
5			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	

参考様式第１－１１－３号（継続用紙）

（注意）
１　生活相談業務を行った中長期在留者の６人以降は、このページに記載すること。
２　６ページにも記載しきれない場合は、６ページを複製して記載すること。

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	生活相談をした期間	中長期在留者の氏名等
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	

60	参考様式第1－13号		参考様式第1－13号 就業条件明示書 年　月　日 殿 特定技能所属機関の氏名又は名称 住　所 電話番号 代表者の氏名・役職　印 派遣先の氏名又は名称　印 次の条件で労働者派遣を行います。 業務内容 就業場所　事業所名（部署名）　所在地　（電話番号　） 組織単位 指揮命令者　職名　氏名 派遣期間　年　月　日から　年　月　日まで （派遣先の事業所における期間制限に抵触する日）　年　月　日 （労働協約による期間制限に抵触する日）　年　月　日 なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を講ずじていない場合の派遣労働者受け入れ時の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣元は労働契約申込みをなし制度の対象となる。 就業日及び就業時間　就業日　就業時間　時　分から　時　分まで （うち休憩時間　時　分から　時　分まで） 賃金及び条件 時間外労働及び休日労働　時間外労働（無/有）→（1日　時間/週　時間/月　時間） 休日労働（無/有）→（1月　回） 派遣元責任者　職名　氏名　（電話番号　） 派遣先責任者　職名　氏名　（電話番号　） 福利厚生施設の利用等 苦情の処理・中間先　申出先　派遣元：職名　氏名　（電話番号　） 派遣先：職名　氏名　（電話番号　） 派遣契約解除の場合の措置 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紹介予定派遣 備　考 － 1 －	参考様式第1－13号 就業条件明示書 年　月　日 殿 特定技能所属機関の氏名又は名称 住　所 電話番号 代表者の氏名・役職　印 派遣先の氏名又は名称　印 次の条件で労働者派遣を行います。 業務内容 就業場所　（記入例 派遣） 事業所名（部署名） 所在地　（電話番号　） （変更の範囲）□変更の可能性なし（変更ある場合は以下に記入） 事業所名（部署名） 所在地　（電話番号　） 組織単位 指揮命令者　職名　氏名 派遣期間　年　月　日から　年　月　日まで （派遣先の事業所における期間制限に抵触する日）　年　月　日 （労働協約による期間制限に抵触する日）　年　月　日 なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を講ずじていない場合の派遣労働者受け入れ時の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣元は労働契約申込みをなし制度の対象となる。 就業日及び就業時間　就業日　就業時刻　時　分から　時　分まで （うち休憩時間　時　分から　時　分まで） 賃金及び条件 時間外労働及び休日労働　時間外労働（無/有）・（1日　時間/週　時間/月　時間） 休日労働（無/有）→（1月　回） 派遣元責任者　職名　氏名　（電話番号　） 派遣先責任者　職名　氏名　（電話番号　） 福利厚生施設の利用等 苦情の処理・中間先　中間先　派遣元：職名　氏名　（電話番号　） 派遣先：職名　氏名　（電話番号　） 派遣契約解除の場合の措置 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紹介予定派遣 備　考

61	参考様式第1－20号		参考様式第１－２０号 支援責任者の履歴書 ①氏名（ふりがな） ②性別　男・女 ③生年月日　年　月　日生 ④学歴・職歴　年　月　最終学歴・主たる職歴 ⑤資格・免許 ⑥過去２年間に中長期在留者の生活相談業務に従事した経験 （注意） ⑥は、入管法別表第１の１、２及び５（興行資格に限る）の在留資格による中長期在留者の生活相談業務に従事した経験がある場合、担当した職種、従事した生活相談業務内容、従事期間等について具体的に記載すること。 上記の記載内容は、事実と相違ありません。 年　月　日　作成 支援責任者の氏名	参考様式第１－２０号 支援責任者の履歴書 ①氏名（ふりがな） ②性別　男・女 ③生年月日　年　月　日生 ④学歴・職歴　年　月　最終学歴・主たる職歴 ⑤資格・免許 上記の記載内容は、事実と相違ありません。 年　月　日　作成 支援責任者の氏名

62	参考様式第1－22号		参考様式第１－２２号 支　援　担　当　者　の　履　歴　書 （ふりがな） ①氏名 ②性別　男　・　女 ③生年月日　年　月　日 ④学歴・職歴 年　月　最終学歴・主たる職歴 ⑤資格・免許 ⑥過去２年間に中長期在留者の生活相談業務に従事した経験 （注意） 当は、入管法別表第１の１、２及び５（就労資格に限る）の在留資格による中長期在留者の生活相談業務に従事した経験がある場合、所属した機関、従事した生活相談業務内容、従事期間等について具体的に記載すること。 上記の記載内容は、事実と相違ありません。 年　月　日　作成 支援担当者の氏名	参考様式第１－２２号 支　援　担　当　者　の　履　歴　書 （ふりがな） ①氏名 ②性別　男　・　女 ③生年月日　年　月　日生 ④学歴・職歴 年　月　最終学歴・主たる職歴 ⑤資格・免許 上記の記載内容は、事実と相違ありません。 年　月　日　作成 支援担当者の氏名

63	参考様式第1－30号		（新設）	参考様式第１－３０号（初めて特定技能外国人を受け入れる場合） 出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書 私は、出入国在留管理庁電子届出システムの利用者情報登録をしており、今後、特定技能外国人に関する届出は、電子届出システムにより行います。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合には、出入国管理及び難民認定法令に関し不正又は著しい不当な行為をしたものとして５年間の受入れができないこととなることも理解しています。 年　　月　　日 特定技能所属機関名 参考様式第１－３０号（特定技能外国人を受け入れている場合） 出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書 私は、出入国在留管理庁電子届出システムの利用者情報登録をしており、特定技能外国人に関する届出は、電子届出システムにより行っています。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合には、出入国管理及び難民認定法令に関し不正又は著しい不当な行為をしたものとして５年間の受入れができないこととなることも理解しています。 年　　月　　日 特定技能所属機関名

64	参考様式第 2－2号		参考様式第２－２号 登録支援機関概要書 1　登録支援機関の概要 （1）登録番号 （2）法人番号 （3）機関の類型 □ 個人 □ 弁護士　□ 司法書士　□ 社会保険労務士　□ 行政書士 □ その他（　　） □ 法人 □ 株式会社　□ 商工会議所又は商工会 □ 中小企業事業協同組合　□ 農業協同組合　□ 消費協同組合 □ 公益財団法人　□ 公益社団法人　□ 一般財団法人 □ 一般社団法人　□ ＮＰＯ法人　□ 弁護士法人 □ 行政書士法人　□ その他（　　） （ふりがな） （4）氏名又は名称 （英語表記） （5）住所 （本店又は主たる事務所） 〒　－ （電話番号）　－　－　） （英語表記） （ふりがな） （6）代表者氏名 （英語表記） （ふりがな） （7）役員氏名 ①　役職 ②　役職 ③　役職 ④　役職 ⑤　役職 ⑥　役職	（削除）

（ふりがな） （8）支援責任者氏名		役職	
（9）常勤職員数	合計　　人		
（10）就労移行支援事業所番号			

（注意）
1　（1）欄は、本社を取り扱う場合のみ記載すること。
2　（2）、（6）及び（7）欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
3　（3）欄は、該当する格子の種類について、該当するものにチェックマークを付すこと。
4　（4）、（5）及び（6）欄は、英語表記を必ず記載すること。
5　（7）欄は、全ての役員について記載すること。なお、記入欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
6　（8）欄は、支援責任者を複数名選任している場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
7　（10）欄は、社会福祉法人における指定事業所の許可を受けている場合に記載すること。

2　支援業務を行う事務所の概要

（1）	（ふりがな） 名称		
	（英訳表記）		
	所在地	〒　－ （電話番号　　－　　－　　）	
	（英訳表記）		
	職員数	常勤	計＿＿名（うち、支援業務の実務に従事する者　計＿＿名）
		非常勤	計＿＿名（うち、支援業務の実務に従事する者　計＿＿名）
	（ふりがな） 支援担当者		役職
（2）	（ふりがな） 名称		
	（英訳表記）		
	所在地	〒　－ （電話番号　　－　　－　　）	
	（英訳表記）		
	職員数	常勤	計＿＿名（うち、支援業務の実務に従事する者　計＿＿名）
		非常勤	計＿＿名（うち、支援業務の実務に従事する者　計＿＿名）
	（ふりがな） 支援担当者		役職
（3）	（ふりがな） 名称		
	（英訳表記）		
	所在地	〒　－ （電話番号　　－　　－　　）	
	（英訳表記）		

職員数	常勤	計＿＿名（うち、支援業務の実務に従事する者　計＿＿名）	
	非常勤	計＿＿名（うち、支援業務の実務に従事する者　計＿＿名）	
（ふりがな） 支援担当者			役職

（注意）支援業務を行う事務所が複数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

3　登録支援機関及び役職員の実績等（登録申請時のみ、次の（1）から（4）欄のいずれかを記載すること。）

（1）過去2年間に中長期在留者（※）の受入れ又は管理を適正に行った実績があること	受入れ・管理人数 名	受入れ機関中の法令遵守 □　法令遵守 □　法令違反・行政指導あり
（2）過去2年間に雇用を目的で業として在留外国人に関する各種の相談業務に従事した経験があること		
（3）支援責任者及び支援担当者に過去5年間に2年以上の中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験があること		
（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができること		過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無 □是正勧告あり □是正勧告なし

（注意）
1　（1）及び（3）欄の「中長期在留者」とは、入管法別表第1の1、2及び5（就労資格に限る）の在留資格を有する者をいう。
2　（1）欄の「適正に行った」とは、入管法、技能実習法、労働基準法などの入国又は労働に関する法令の厳密に違反したことによる、出頭に始められたこと、送付或処分を受けたことのほか、①技能実習法上の認定又は技能実習計画の技能実習機関における法令違反（※2認定基準第9の1～7のいずれかに該当するものに限る。）を受けていないことをいう。適正に行っている場合は「法令遵守」欄に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政指導あり」欄にチェックマークを付すこと。
3　（2）欄は、業務として、相談を受けて行った在留外国人に関する相談業務の実績について記載すること。
4　（3）欄は、支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上の在留外国人の生活相談業務に従事した経験について記載すること。
5　（4）欄は、支援を適正に実施することができる理由を記載すること。また、過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無について、是正勧告を受けた場合は「是正勧告あり」欄に、是正勧告を受けていない場合は「是正勧告なし」にチェックマークを付すこと。

4　過去1年間における行方不明者の発生状況（行方不明者数／在籍者総数）

（1）雇用した特定技能外国人	名　／　名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	□　該当あり □　該当なし
（2）支援を行った1号特定技能外国人	名　／　名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	□　該当あり □　該当なし
（3）受入れ管理又は雇用した技能実習生	名　／　名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	□　該当あり □　該当なし

（注意）
1　（1）欄は、雇用した特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
2　（2）欄は、支援を行った1号特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
3　（3）欄は、実習監理を行った又は雇用した技能実習生の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

5　相談対応に係る措置状況

（1）対応可能言語	言語	言語	言語
（2）対応方法	□　秘録支援機関職員 （　　） □　通訳人派遣 （　　） □　その他 （　　）	□　秘録支援機関職員 （　　） □　通訳人派遣 （　　） □　その他 （　　）	□　秘録支援機関職員 （　　） □　通訳人派遣 （　　） □　その他 （　　）
（3）対応時間	□　特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 □　特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	□　特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 □　特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	□　特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 □　特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応
（4）緊急時の対応			

（注意）
1　（1）欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。
2　（2）欄は、（1）欄の言語での対応が可能な者について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、相談内には、対応可能な者の氏名について記載すること。
3　（3）欄は、該当するものに全てにチェックマークを付すこと。
4　（4）欄は、（3）欄の対応時間以外で緊急な対応が必要となった場合の対応方法について記載すること。

6　情報提供体制等

（1）外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制	①事前ガイダンス	
	実施時期	□　在留資格認定証明書交付申請前までに実施 □　在留資格変更許可申請前までに実施
	実施回数・実施時間	□　特定技能外国人1名について3時間程度実施
	実施方法	□　外国人が十分に理解できる言語により対面又はテレビ電話を用いて適切に実施
	②生活オリエンテーション	
	実施時期	□　入国後（在留資格変更許可後）遅滞なく実施
	実施時間	□　特定技能外国人1名について8時間以上実施
	実施方法	□　外国人が十分に理解できる言語により適切に実施

	⑤特定技能外国人及びその監督者との定期的な面談の実施		
	実施時期	□　3か月に1回以上実施	
	実施方法	外国人	□　外国人が十分に理解できる言語により対面で実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報 □　生活オリエンテーションで提供する情報を必要に応じて提供
		監督者	□　対面で実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報
（2）外国人が十分に理解できる言語による相談対応を行う担当者	氏　名		
	氏　名		
	氏　名		
	氏　名		
	氏　名		
	計　（　　）　名		

（注意）
（1）欄は、該当するものにすべてにチェックマークを付すこと。

7　支援委託契約を締結している特定技能所属機関等（登録の更新時のみ記載）

（1）支援委託契約を締結している特定技能所属機関	機関
（2）（1）との契約に基づき支援を行っている1号特定技能外国人	名

（注意）
1　（1）欄は、申請日時点で支援委託契約を締結している特定技能所属機関の数を記載すること。
2　（2）欄は、申請日時点で1号特定技能外国人支援を行っている1号特定技能外国人の数を記載すること。

8　その他特記事項

（注）特記事項には、1欄から7欄までの記載事項以外に特に記載する事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

登録支援機関の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成責任者　役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

65	参考様式第 2－2－1号		（新設）	

参考様式第２－２－１号

登録支援機関概要書（登録用）

1　登録支援機関の概要

（1）法人番号	
（2）機関の類型	□ 個人 □ 弁護士 □ 司法書士 □ 社会保険労務士 □ 行政書士 □ その他（　　） □ 法人 □ 株式会社 □ 商工会議所又は商工会 □ 中小企業事業協同組合 □ 農業協同組合 □ 漁業協同組合 □ 公益財団法人 □ 公益社団法人 □ 一般財団法人 □ 一般社団法人 □ ＮＰＯ法人 □ 弁護士法人 □ 行政書士法人 □ その他（　　）
（ふりがな） （3）氏名又は名称	
（英語表記）	
（4）住所 （本店又は主たる事務所）	〒　－ （電話番号　　－　　－　　）
（英語表記）	
（ふりがな） （5）代表者氏名	
（英語表記）	
（ふりがな） （6）役員氏名	① 役職 ② 役職 ③ 役職 ④ 役職 ⑤ 役職 ⑥ 役職
（ふりがな） （7）支援責任者氏名	役職

（8）常勤職員数	合計　　人
（9）監督団体許可番号	

（注意）
1　（1）及び（6）欄は，申請者が法人である場合に記載すること。
2　（2）欄は，該当する機関の番号について，該当するものにチェックマークを付すこと。
3　（3），（4）及び（5）欄は，当必要記載すること。
4　（6）欄は，申請の役員について記載すること。加記されている者のみに限定せず，おおよその役員全記載すること。なお，記入欄が足りない場合は，「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付することとして差し支えない。
5　（7）欄は，支援業務を複数名選択している場合は，「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付することとして差し支えない。
6　（9）欄は，技能実習制度における監督団体の許可を受けている場合に記載すること。

2　支援業務を行う事務所の概要

（1）	（ふりがな）名称				
	（名称英訳）				
	所在地	〒　－ （電話番号　　－　　－　　）			
	（所在地英訳）				
	職員数	常勤	計___名（うち、支援業務の実務に従事する者　計___名）		
		非常勤	計___名（うち、支援業務の実務に従事する者　計___名）		
	（ふりがな）支援担当者氏名			役職	
（2）	（ふりがな）名称				
	（名称英訳）				
	所在地	〒　－ （電話番号）　　－　　－　　）			
	（所在地英訳）				
	職員数	常勤	計___名（うち、支援業務の実務に従事する者　計___名）		
		非常勤	計___名（うち、支援業務の実務に従事する者　計___名）		
	（ふりがな）支援担当者氏名			役職	

（注意）
1　支援業務を行う事務所が3つ以上ある場合は，「名称」の欄に「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付することとして差し支えない。
2　支援担当者を複数名選任する場合は，「支援担当者氏名」の欄に「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付することとして差し支えない。

				3　登録支援機関及び役職員の実績等（次の（1）から（4）のいずれかにチェックマークを付し、太枠内を記載すること。複数にチェックマークを付すことも可。） （1）□ 過去2年間に中長期在留者(注)の受入れ又は斡旋を適正に行った実績があること 受入れ・斡旋人数：　名 受入れ期間中の法令遵守：□ 法令遵守　□ 法令違反・行政指導あり 添付書類：次以下の添付書類を提出すること。ただし、監理団体として実習監理を行っている場合は、添付書類の提出不要。□ 受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第2－2－3号） （注） 1 「中長期在留者」とは、入管法別表第1の1の表、2の表及び5の表（永住者に係る）の上欄の在留資格を有する者をいう。 2 「適正に行った」とは、入管法、技能実習法、労働関係法、労働基準法など法人設立以降に関する法令の規定に違反したことにより、行政により処せられたこと、又行政処分を受けたことのほか、労働関係法上の改善命令又は改善勧告を受けていないことをいう。適正に行っている場合は「法令遵守」欄に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政指導あり」欄にチェックマークを付すこと。 （2）□ 過去2年間に報酬を得る目的で業として在留外国人に関する各種の相談業務に従事した経験があること 各種の相談業務の内容（具体的に記載すること。）： 添付書類：次以下の添付書類を必ず提出すること。□ 上業者やこれらの者で構成される法人であることを証する書類　□ 在留外国人の各種の相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類 （注）「業務として」報酬を得て行った在留外国人に関する相談業務の経験について記載すること。 （3）□ 支援責任者及び支援員等者に過去5年間に2年以上の中長期在留者（注）の生活相談業務に従事した一定の経験があること 生活相談業務の内容 支援責任者 生活相談業務期間：年　月　日～　年　月　日 生活相談業務に従事した機関：機関名称：／所在地： 生活相談業務内容：次以下いずれか1つ以上にチェックマークを付すこと。□ 生活に必要な契約に係る支援に関するもの　□ 生活オリエンテーションに関するもの　□ 定期的な面談に関するもの　□ その他（　） 報酬の有無：□ 有　□ 無 添付書類：次以下の添付書類を提出すること。 必ず：□ 生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第2－2－4号） いずれか：相談機関の対象者の所属機関が同一の場合 □ 当該機関で生活相談業務に従事したこと及びその期間を証する書類 相談機関の対象者の所属機関が同一でない場合 □ 対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類 □ その他（　）

		支援担当者	生活相談業務期間		年　月　日～　　年　月　日
			生活相談業務に従事した機関		機関名称： 所 在 地：
			生活相談業務内容		次のいずれか1つ以上にチェックマークを付すこと。 □　生活に必要な契約に係る支援に関するもの □　生活オリエンテーションに関するもの □　定期的な面談に関するもの □　その他（　　）
			相談の記録		□　有　□　無
			添付書類		次に下の添付書類を提出すること。
				必須	□　生活相談業務を行った中長期在留者リスト （参考様式第２－２－４号）
				いずれか	全ての生活相談の対象者の所属機関が同一の場合 □　当該機関で生活相談業務に従事したこと及びその期間を証する書類 全ての生活相談の対象者の所属機関が同一でない場合 □　対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類 □　その他（　　）

（注意）
1　「中長期在留者」とは、入管法別表第１の２の表、２の表及び３の表（就労資格に係る）の下欄の在留資格を有する者をいう。
2　支援担当者及び支援対象者が過去５年間に６年以上の中長期在留者の生活相談業務に従事した経験について記載すること。
3　複数の支援担当者又は支援対象者が存在する場合は、最低でも各１名以上の経歴について記載すること。

（4） □	（1）から（3）までに掲げるもののほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができること	添付書類	次に下の添付書類を全て提出すること。 □　法施行規則第１９条の２１第３号ニに該当することの説明書（任意様式） □　出入国管理及び難民認定法施行規則第１９条の２１第３号ニに該当することの説明書に係る登録資料	過去５年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無 □　是正勧告あり □　是正勧告なし

（注意）（1）から（3）までのいずれにも該当しない場合にチェックマークを付すこと。また、過去５年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無について、是正勧告を受けた場合は「是正勧告あり」欄に、是正勧告を受けていない場合は「是正勧告なし」にチェックマークを付すこと。

4　過去１年間における行方不明者の発生状況（行方不明者数／在籍者総数）

（１）雇用した特定技能外国人	□ 有 □ 無	※「有」の場合に記載 名 ／ 名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	□ 該当あり □ 該当なし
（２）支援を行った１号特定技能外国人	□ 有 □ 無	※「有」の場合に記載 名 ／ 名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	□ 該当あり □ 該当なし
（３）実習監督又は雇用した技能実習生	□ 有 □ 無	※「有」の場合に記載 名 ／ 名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	□ 該当あり □ 該当なし

（注意）

1　（１）欄は、雇用した特定技能外国人がいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。雇用した特定技能外国人がいる場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者総数を記載すること。また、当該行方不明者の発生が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

2　（２）欄は、支援を行った１号特定技能外国人がいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。支援を行った１号特定技能外国人がいる場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者総数を記載すること。また、当該行方不明者の発生が、当該者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

3　（３）欄は、実習監督を行った又は雇用した技能実習生がいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。実習監督を行った又は雇用した技能実習生がいる場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者総数を記載すること。また、当該行方不明者の発生が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

5　相談対応に係る措置状況（登録支援機関登録（更新）申請書（別記第２９号の１５様式）に記載した対応可能言語の全てについて記載すること。）

（１）対応可能言語	語	語	語
（２）対応方法	□ 登録支援機関職員 （　　） □ 通訳人委託 （　　） □ その他 （　　）	□ 登録支援機関職員 （　　） □ 通訳人委託 （　　） □ その他 （　　）	□ 登録支援機関職員 （　　） □ 通訳人委託 （　　） □ その他 （　　）
（３）対応時間	□ 以下のいずれにも対応 ・特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（１週間当たり勤務日に３日以上、休日に１日以上）に対応 ・特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	□ 以下のいずれにも対応 ・特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（１週間当たり勤務日に３日以上、休日に１日以上）に対応 ・特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	□ 以下のいずれにも対応 ・特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（１週間当たり勤務日に３日以上、休日に１日以上）に対応 ・特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応
（４）緊急時の対応			

（注意）

1　（１）欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。

2　（２）欄は、（１）欄の言語での対応が可能な者について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、括弧内には、対応可能な者の氏名について記載すること。

3　（３）欄は、対応時間について確認の上、「以下のいずれにも対応」にチェックマークを付すこと。

4　（４）欄は、（３）欄の対応時間以外で緊急な対応が必要となった場合の対応方法について記載すること。

6　情報提供体制等（次の（1）から（3）の全ての体制を有していることを確認の上、それぞれチェックマークを付すこと。）

（1） □	特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な情報提供体制を有している。 （以下①及び②を実施できること。）		
	① 事前ガイダンス		
	実施時期	・ 在留資格認定証明書交付申請前までに実施 ・ 在留資格変更許可申請前までに実施	
	実施時間	・ 特定技能外国人１名について３時間程度実施	
	実施方法	・ 外国人が十分に理解できる言語により対面又はテレビ電話を用いて適切に実施	
	② 生活オリエンテーション		
	実施時期	・ 入国後（在留資格変更許可後）遅滞なく実施	
	実施時間	・ 特定技能外国人１名について８時間以上実施	
	実施方法	・ 外国人が十分に理解できる言語により適切に実施	
（2） □	担当職員を確保しての特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な相談体制を有している。		
（3） □	支援責任者又は支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者との定期的な面談体制を有している。		
	実施時期	・ ３ヶ月に１回以上実施	
	実施方法	外国人	・ 外国人が十分に理解できる言語により対面で実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報 ・ 生活オリエンテーションで提供する情報を必要に応じて提供
		監督者	・ 対面で実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報

7　その他特記事項

（注意）特記事項には、１欄から６欄までの記載事項以外に特に記載する事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

在留支援機関の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成責任者　役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

66	参考様式第 2－2－2号		（新設）	参考様式第２－２－２号 登録支援機関概要書（更新用） 1　登録支援機関の概要 （1）登録番号　登　－　（市区町村で記載） （2）法人番号 （3）機関の類型　□ 個人　□ 介護士　□ 可法書士　□ 社会保険労務士　□ 行政書士　□ その他（　） □ 法人　□ 株式会社　□ 商工会議所又は商工会　□ 中小企業事業協同組合　□ 農業協同組合　□ 漁業協同組合　□ 公益財団法人　□ 公益社団法人　□ 一般財団法人　□ 一般社団法人　□ NPO法人　□ 介護士法人　□ 行政書士法人　□ その他（　） （ふりがな） （4）氏名又は名称 （英訳表記） （5）住所（本店又は主たる事務所）　〒　－　（電話番号）　－　－　） （英訳表記） （ふりがな） （6）代表者氏名 （英訳表記） （ふりがな） （7）役員氏名　① 役職 ② 役職 ③ 役職 ④ 役職 ⑤ 役職 ⑥ 役職

（ふりがな） （8）支援責任者氏名		役　職	
（9）常勤職員数	合計　　人		
（10）就労継続支援事業所番号	第		

（注意）
1　（2）及び（7）欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
2　（3）欄は、該当する時間の箇所について、該当するものにチェックマークを付すこと。
3　（4）、（6）及び（8）欄は、略式表記を必ず記載すること。
4　（7）欄は、全ての役員について記載すること。ただしされている者のみに限定せず、全ての役員全てを記載すること。なお、記入欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
5　（8）欄は、支援責任者を複数名選任している場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
6　（10）欄は、就業所所在地における監査機関のお墨付を受けている場合に記載すること。

2　支援業務を行う事務所の概要

（1）	（ふりがな） 名　　称			
	（略　称　表　記）			
	所　在　地	〒　－ （電話番号　　）		
	（略　称　表　記）			
	職員数	常勤	計＿＿名（うち、支援業務の実務に従事する者　計＿＿名）	
		非常勤	計＿＿名（うち、支援業務の実務に従事する者　計＿＿名）	
	（ふりがな） 支援担当者氏名		役　職	
（2）	（ふりがな） 名　　称			
	（略　称　表　記）			
	所　在　地	〒 （電話番号　　－　　－　　）		
	（略　称　表　記）			
	職員数	常勤	計＿＿名（うち、支援業務の実務に従事する者　計＿＿名）	
		非常勤	計＿＿名（うち、支援業務の実務に従事する者　計＿＿名）	
	（ふりがな） 支援担当者氏名		役　職	

（注意）
1　支援業務を行う事務所が3つ以上ある場合は、「名称」の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
2　支援担当者を複数名選任する場合は、「支援担当者氏名」の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

3　支援委託契約を締結している特定技能所属機関等（この欄に記載する場合は、後記４の記載は不要。）

（１）支援委託契約を締結している特定技能所属機関	機関
（２）（１）との契約に基づき支援を行っている１号特定技能外国人	名

（注意）
1　（１）欄は、申請日時点で支援委託契約を締結している特定技能所属機関の数を記載すること。
2　（２）欄は、申請日時点で１号特定技能外国人支援を行っている１号特定技能外国人の数を記載すること。

4　登録支援機関及び役職員の実績等（上記３「支援委託契約を締結している特定技能所属機関等」に記載しない場合に、次の（１）から（４）のいずれかにチェックマークを付し、太枠内を記載すること。複数にチェックマークを付すことも可。）

（１） ☐	過去２年間に中長期在留者（注）の受入れ又は管理を適正に行った実績があること	受入れ・管理人数		受入れ期間中の法令遵守
		名		☐　法令遵守 ☐　法令違反・行政処分あり
		添付書類	申請日までの添付書類を提出すること。 ただし、実施団体としての管理を行っている場合や登録支援機関として１号特定技能外国人の支援を行っている場合は、添付書類の提出不要。 ☐　受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第２－２－３号）	

（注意）
1　「中長期在留者」とは、入管法別表第１の１の表、２の表及び５の表（技能実習に限る）の上欄の在留資格を有する者をいう。
2　「適正に行った」とは、入管法、技能実習法、労働基準法又は入国又は労働に関する法令の規定に違反したことにより、注意に処せられたこと、その処分を受けたことのほか、登録事業所法人の役員等が逮捕又は起訴されていないことをいう。適正に行っている場合は「法令遵守」欄に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政処分あり」欄にチェックマークを付すこと。

（２） ☐	過去２年間に報酬を得るはずで業として在留外国人に関する各種の相談業務に従事した経験があること	各種の相談業務の内容（具体的に記載すること。）	
		添付書類	申請日までの添付書類を予め提出すること。 ☐　十条者やこれらの者で構成される法人であることを証する書類 ☐　在留外国人の各種の相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことが分かる書類

（注意）報酬として、報酬を得て行った在留外国人に関する相談業務の経験について記載すること。

（３） ☐	支援責任者及び支援補佐者に過去５年間に２年以上の中長期在留者（注）の生活相談業務に従事した一定の経験があること	生活相談業務の内容		
		支援責任者	生活相談業務期間	年　月　日～　年　月　日
			生活相談業務に従事した機関	機関名称： 所在地：
			生活相談業務内容	申請日までいずれか１つ以上にチェックマークを付すこと。 ☐　生活に必要な契約に係る支援に関するもの ☐　生活オリエンテーションに関するもの ☐　定期的な面談に関するもの ☐　その他（　　）
			報酬の有無	☐　有　☐　無

		支援担当者	添付書類	必ず	次以下の添付書類を提出すること。
				必ず	□ 生活相談業務を行った中長期在留者リスト （参考様式第２－２－４号）
				いずれか	生活相談の対象者の所属機関が同一の場合 □ 当該機関で生活相談業務に従事したこと及びその期間を証する書類 生活相談の対象者の所属機関が同一でない場合 □ 対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類 □ その他（　　）
			生活相談業務期間		年　月　日～　年　月　日
			生活相談業務に従事した機関		機関名称：
					所在地：
			生活相談業務内容		次のいずれか１つ以上にチェックマークを付すこと。 □ 生活に必要な契約に係る支援に関するもの □ 生活オリエンテーションに関するもの □ 定期的な面談に関するもの □ その他（　　）
			報酬の有無		□ 有　□ 無
			添付書類	次以下の添付書類を提出すること。	
				必ず	□ 生活相談業務を行った中長期在留者リスト （参考様式第２－２－４号）
				いずれか	生活相談の対象者の所属機関が同一の場合 □ 当該機関で生活相談業務に従事したこと及びその期間を証する書類 生活相談の対象者の所属機関が同一でない場合 □ 対象者の生活相談業務に係る契約書及びその契約に基づき報酬を受けたことを証する書類 □ その他（　　）

（注意）
1 「中長期在留者」とは、入管法別表第１の１の表、２の表及びこの表（就労資格に係る）の上欄の在留資格をもつ者をいう。
2 支援責任者及び支援担当者の過去５年間における以下の支援責任者の生活相談業務に従事した経験について記載すること。
3 報酬の支援責任者又は支援担当者が発生している場合は、最低でも過去１年以内の経験について記載すること。

（4） □	（1）から（3）までに掲げるもののほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができること	添付書類	次以下の添付書類を全て提出すること。 □ 法施行規則第１９条の２１第３号ニに該当することの説明書（任意様式） □ 法施行規則第１９条の２１第３号ニに該当することの説明書に係る証拠資料	過去５年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無 □ 是正勧告あり □ 是正勧告なし

（注意）（1）から（3）までのいずれにも該当しない場合にチェックマークを付すこと。また、過去５年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無について、是正勧告を受けた場合は「是正勧告あり」欄に、是正勧告を受けていない場合は「是正勧告なし」にチェックマークを付すこと。

5　過去１年間における行方不明者の発生状況（行方不明者数／在籍者総数）

（１）雇用した特定技能外国人	□ 有 □ 無	※「有」の場合に記載 名 ／ 名	うち直ちに帰すべき事由による行方不明	□ 該当あり □ 該当なし
（２）支援を行った１号特定技能外国人	□ 有 □ 無	※「有」の場合に記載 名 ／ 名	うち直ちに帰すべき事由による行方不明	□ 該当あり □ 該当なし
（３）実習監理又は雇用した技能実習生	□ 有 □ 無	※「有」の場合に記載 名 ／ 名	うち直ちに帰すべき事由による行方不明	□ 該当あり □ 該当なし

（注意）

1　（１）欄は、雇用した特定技能外国人がいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。雇用した特定技能外国人がいる場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者総数を記載すること。また、当該行方不明者の発生が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

2　（２）欄は、支援を行った１号特定技能外国人がいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。支援を行った１号特定技能外国人がいる場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者総数を記載すること。また、当該行方不明者の発生が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

3　（３）欄は、実習監理を行った又は雇用した技能実習生がいない場合は「無」にチェックマークを付すこと。実習監理を行った又は雇用した技能実習生がいる場合は「有」にチェックマークを付し、その行方不明者数及び在籍者総数を記載すること。また、当該行方不明者の発生が、申請者の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

6　相談対応に係る措置状況（登録支援機関登録（更新）申請書（別記第２９号の１５様式）に記載した対応可能言語の全てについて記載すること。）

（１）対応可能言語	語	語	語
（２）対応方法	□ 登録支援機関職員 （　　） □ 通訳人委託 （　　） □ その他 （　　）	□ 登録支援機関職員 （　　） □ 通訳人委託 （　　） □ その他 （　　）	□ 登録支援機関職員 （　　） □ 通訳人委託 （　　） □ その他 （　　）
（３）対応時間	□ 以下のいずれにも対応 ・ 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（１週間当たり勤務日に３日以上、休日に１０以上）に対応 ・ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	□ 以下のいずれにも対応 ・ 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（１週間当たり勤務日に３日以上、休日に１０以上）に対応 ・ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	□ 以下のいずれにも対応 ・ 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（１週間当たり勤務日に３日以上、休日に１０以上）に対応 ・ 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応
（４）緊急時の対応			

（注意）

1　（１）欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。

2　（２）欄は、（１）欄の言語での対応が可能な者について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、括弧内には、対応可能な者の氏名について記載すること。

3　（３）欄は、対応時間について複数の上、「以下のいずれにも対応」にチェックマークを付すこと。

4　（４）欄は、（３）欄の対応時間以外で緊急な対応が必要となった場合の対応方法について記載すること。

7　情報提供体制等（次の（1）から（3）の全ての体制を有していることを確認の上、チェックマークを付すこと。）

（1） □	特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な情報提供体制を有している。 （以下①及び②を実施できること。）		
	① 事前ガイダンス		
	実施時期	・ 在留資格認定証明書交付申請前までに実施 ・ 在留資格変更許可申請前までに実施	
	実施時間	・ 特定技能外国人１名について３時間程度実施	
	実施方法	・ 外国人が十分に理解できる言語により対面又はテレビ電話を用いて適切に実施	
	② 生活オリエンテーション		
	実施時期	・ 入国後（在留資格変更許可後）遅滞なく実施	
	実施時間	・ 特定技能外国人１名について８時間以上実施	
	実施方法	・ 外国人が十分に理解できる言語により適切に実施	
（2） □	通訳員を確保しての特定技能外国人が十分に理解できる言語による適切な相談体制を有している。		
（3） □	支援責任者又は支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者との定期的な面談体制を有している。		
	実施時期	・ ３か月に１回以上実施	
	実施方法	外国人	・ 外国人が十分に理解できる言語により対面で実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報 ・ 生活オリエンテーションで提供する情報を必要に応じて提供
		監督者	・ 対面で実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報

8　その他特記事項

（注）特記事項には、１欄から７欄までの記載事項以外に特に記載する事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

在留支援機関の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成責任者　役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

67	参考様式第2－2－3号		（新設）	

参考様式第２－２－３号（施行規則第１９条の２１第３号イ関係）

受け入れた中長期在留者リスト

年　　月　　日

受入支援機関の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

作成責任者　役職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○　**申請者が過去２年以内に受け入れた全ての中長期在留者について、この用紙に記載すること。**

（注意）
１　対象となる中長期在留者は、入管法別表第１の４の表、２の表及び３の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を営む活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）であることに留意すること。
　　別表第１の４の表：外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
　　別表第１の２の表：興行、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習
　　別表第１の３の表：特定活動
２　「外国人雇用状況の届出」の欄で「無」を選択した場合には、その理由を記載した別紙書（任意様式）を添付すること。
３　記載できない事項については、「不明」と記載すること。
４　受け入れた全ての中長期在留者が記載しきれない場合は、本紙を複製して他用すること

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	受入れ期間	外国人雇用状況届出
1			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
2			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
3			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
4			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
5			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無

参考様式第２－２－３号（継続用紙）

（注意）
１　受け入れた中長期在留者の人数は別紙、このページに記載すること。
２　本ページにも記載しきれない場合は、本ページを複製して２つ目の中長期在留者について記載すること。

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	受入れ期間	外国人雇用状況届出
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	□ 有　□ 無

68	参考様式第2－2－4号		（新設）	

参考様式第２－２－４号（施行規則第１９条の２１第３号ハ関係）

生活相談業務を行った中長期在留者リスト

年　　月　　日

申請支援機関の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

作成責任者　役職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

○　申請者が過去５年間に生活相談業務を行った中長期在留者について、この用紙に記載すること。

○　過去５年間に２年以上の経験を有することが確認できるように記載すること。

（注意）
１　対象となる中長期在留者は、入管法別表第１の１の表、２の表及び５の表の上欄の在留資格（法入４第５号ニを通じる活動又は特例を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）であることに留意すること。
　別表第１の１の表：教授、芸術、宗教、報道
　別表第１の２の表：高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習
　別表第１の５の表：留学、研修
２　記載できない箇所については、「不明」と記載すること。
３　不明点を確認できない場合には、その旨のわかる記載（相当書類）を添付すること。
４　生活相談業務を行った者ごとの申請件数が多数にわたる場合は、本紙を複製して使用すること。

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	生活相談をした期間	申請者の所属機関
1			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
2			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
3			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
4			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
5			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	

参考様式第２－２－３号（継続用紙）

（注意）
１　生活相談業務を行った中長期在留者の６人目以降は、このページに記載すること。
２　本ページでも記載しきれない場合は、本ページを複製して記載すること。

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	生活相談をした期間	申請者の所属機関
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	
			年　月　日			年　月　日から 年　月　日まで	

69	参考様式第 2－4号		

参考様式第２－４号

支　援　責　任　者　の　履　歴　書

（ふりがな） ①氏名		②性別	男　・　女
		③生年月日	年　　月　　日
④国籍・地域			
⑤住所	〒　　－ （電話　　－　　－　　）		
⑥勤務先			
⑦勤務先住所	〒　　－ （電話　　－　　－　　）		
⑧役職名			
⑨学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴
⑩資格・免許			
⑪過去５年間に２年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験			

（注意）
⑪は、入管法別表第１の１、２及び５（就労資格に限る。）の在留資格による中長期在留者の生活相談業務に従事した経験がある場合、所属した機関、従事した生活相談業務内容、従事期間等について具体的に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　　作成

支援責任者の氏名

参考様式第２－４号

支　援　責　任　者　の　履　歴　書

（ふりがな） ①氏名		②性別	男　・　女
		③生年月日	年　　月　　日
④国籍・地域			
⑤住所	〒　　－ （電話　　－　　－　　）		
⑥勤務先			
⑦勤務先住所	〒　　－ （電話　　－　　－　　）		
⑧役職名			
⑨学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴
保資格・免許			

（注意）
②の職歴について、退職済みの職歴は、入社と退社を別にして記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　　作成

支援責任者の氏名

70	参考様式第 2－6号		参考様式第２－６号 支　援　担　当　者　の　履　歴　書 （ふりがな） ①氏名 ②性別　男　・　女 ③生年月日　年　月　日 ④国籍・地域 ⑤住所　〒　－　（電話　－　－　） ⑥勤務先 ⑦勤務先住所　〒　－　（電話　－　－　） ⑧役職名 ⑨学歴・職歴　年　月　最終学歴・主たる職歴 ⑩資格・免許 ⑪過去５年間に２年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験 （注意） ⑪は、入管法別表第１の１、２及び５（就労資格に限る）の在留資格による中長期在留者の生活相談業務に従事した経験がある場合、所属した機関、従事した生活相談業務内容、従事期間等について具体的に記載すること。 上記の記載内容は、事実と相違ありません。 年　月　日　作成 支援担当者の氏名	参考様式第２－６号 支　援　担　当　者　の　履　歴　書 （ふりがな） ①氏名 ②性別　男　・　女 ③生年月日　年　月　日 ④国籍・地域 ⑤住所　〒　－　（電話　－　－　） ⑥勤務先 ⑦勤務先住所　〒　－　（電話　－　－　） ⑧役職名 ⑨学歴・職歴　年　月　最終学歴・主たる職歴 ⑩資格・免許 （注意） ⑨の職歴について、退職済みの職歴は、入社と退社を別にして記載すること。 上記の記載内容は、事実と相違ありません。 年　月　日　作成 支援担当者の氏名

<table>
<tr>
<td>71</td>
<td>参考様式第
3－1－1 号</td>
<td>（記載要領）
【全般事項】
1</td>
<td>
（記載要領）
【全般事項】
1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。
<table>
<tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr>
<tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr>
<tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr>
<tr><td>建設分野・特定技能1号
建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号
造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>溶接　仕上げ
塗装　機械加工
鉄工　電気機器組立て</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr>
<tr><td>航空分野・特定技能1号
航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（記載要領）
【全般事項】
1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。
<table>
<tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr>
<tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr>
<tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr>
<tr><td>建設分野・特定技能1号
建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号
造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>造船　舶用機械　舶用電気電子機器</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr>
<tr><td>航空分野・特定技能1号
航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>72</td>
<td>参考様式第
3－1－2 号</td>
<td>（記載要領）
【全般事項】
1</td>
<td>
（記載要領）
【全般事項】
1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。
<table>
<tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr>
<tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr>
<tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr>
<tr><td>建設分野・特定技能1号
建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号
造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>溶接　仕上げ
塗装　機械加工
鉄工　電気機器組立て</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr>
<tr><td>航空分野・特定技能1号
航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（記載要領）
【全般事項】
1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。
<table>
<tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr>
<tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr>
<tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr>
<tr><td>建設分野・特定技能1号
建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号
造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>造船　舶用機械　舶用電気電子機器</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr>
<tr><td>航空分野・特定技能1号
航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

73	参考様式第3－2号	（記載要領） 1	（記載要領） 1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。 <table><tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr><tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr><tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr><tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr><tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr><tr><td>建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr><tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>溶接　仕上げ 塗装　機械加工 鉄工　電気機器組立て</td></tr><tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr><tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr><tr><td>航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr><tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr><tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr><tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr><tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr><tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr><tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr><tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr><tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr><tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr><tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr></table>	（記載要領） 1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。 <table><tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr><tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr><tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr><tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr><tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr><tr><td>建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr><tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>造船　舶用機械　舶用電気電子機器</td></tr><tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr><tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr><tr><td>航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr><tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr><tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr><tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr><tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr><tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr><tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr><tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr><tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr><tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr><tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr></table>
74	参考様式第3－3－1号	（記載要領） 1	（記載要領） 1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。 <table><tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr><tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr><tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr><tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr><tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr><tr><td>建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr><tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>溶接　仕上げ 塗装　機械加工 鉄工　電気機器組立て</td></tr><tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr><tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr><tr><td>航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr><tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr><tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr><tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr><tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr><tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr><tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr><tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr><tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr><tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr><tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr></table>	（記載要領） 1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。 <table><tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr><tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr><tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr><tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr><tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr><tr><td>建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr><tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>造船　舶用機械　舶用電気電子機器</td></tr><tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr><tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr><tr><td>航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr><tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr><tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr><tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr><tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr><tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr><tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr><tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr><tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr><tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr><tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr></table>

<table>
<tr>
<td>75</td>
<td>参考様式第
3－3－2 号</td>
<td>（記載要領）
1</td>
<td>（記載要領）
1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。
<table>
<tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr>
<tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr>
<tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr>
<tr><td>建設分野・特定技能1号
建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号
造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>溶接　仕上げ
塗装　機械加工
鉄工　電気機器組立て</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr>
<tr><td>航空分野・特定技能1号
航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr>
</table>
</td>
<td>（記載要領）
1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。
<table>
<tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr>
<tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr>
<tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr>
<tr><td>建設分野・特定技能1号
建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号
造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>造船　舶用機械　舶用電気電子機器</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr>
<tr><td>航空分野・特定技能1号
航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>76</td>
<td>参考様式第
3－4 号</td>
<td>（記載要領）
【全般事項】
1</td>
<td>（記載要領）
【全般事項】
1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載する。
<table>
<tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr>
<tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr>
<tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr>
<tr><td>建設分野・特定技能1号
建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号
造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>溶接　仕上げ
塗装　機械加工
鉄工　電気機器組立て</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr>
<tr><td>航空分野・特定技能1号
航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr>
</table>
</td>
<td>（記載要領）
【全般事項】
1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載する。
<table>
<tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr>
<tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr>
<tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr>
<tr><td>建設分野・特定技能1号
建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号
造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>造船　舶用機械　舶用電気電子機器</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr>
<tr><td>航空分野・特定技能1号
航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>77</td>
<td>参考様式第
3―5号</td>
<td>（記載要領）
1</td>
<td>
（記載要領）
1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。
<table>
<tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr>
<tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr>
<tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr>
<tr><td>建設分野・特定技能1号
建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号
造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>溶接　仕上げ
塗装　機械加工
鉄工　電気機器組立て</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr>
<tr><td>航空分野・特定技能1号
航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（記載要領）
1　特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。
<table>
<tr><th>特定産業分野</th><th>業務区分</th></tr>
<tr><td>介護分野</td><td>身体介護等</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能1号</td><td>建築物内部の清掃</td></tr>
<tr><td>ビルクリーニング分野・特定技能2号</td><td>建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td></tr>
<tr><td>素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号</td><td>機械金属加工　電気電子機器組立て　金属表面処理</td></tr>
<tr><td>建設分野・特定技能1号
建設分野・特定技能2号</td><td>土木　建築　ライフライン・設備</td></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野・特定技能1号
造船・舶用工業分野・特定技能2号</td><td>造船　舶用機械　舶用電気電子機器</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能1号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務</td></tr>
<tr><td>自動車整備分野・特定技能2号</td><td>自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務</td></tr>
<tr><td>航空分野・特定技能1号
航空分野・特定技能2号</td><td>空港グランドハンドリング　航空機整備</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能1号</td><td>宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>宿泊分野・特定技能2号</td><td>複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能1号</td><td>耕種農業全般　畜産農業全般</td></tr>
<tr><td>農業分野・特定技能2号</td><td>耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能1号</td><td>漁業　養殖業</td></tr>
<tr><td>漁業分野・特定技能2号</td><td>漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能1号</td><td>飲食料品製造全般</td></tr>
<tr><td>飲食料品製造業分野・特定技能2号</td><td>飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能1号</td><td>外食業全般</td></tr>
<tr><td>外食業分野・特定技能2号</td><td>外食業全般及び店舗経営</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>78</td>
<td>参考様式第
3―7号</td>
<td></td>
<td>
参考様式第３－７号（別紙）
１号特定技能外国人支援対象者名簿
特定技能所属機関の氏名又は名称：
<table>
<tr><th></th><th>氏名（ローマ字）</th><th>性別</th><th>生年月日</th><th>国籍・地域</th><th>在留カード番号</th><th>住居地</th><th>支援実施状況</th></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
</table>
（注）「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第５－１３号）を添付すること。
</td>
<td>
参考様式第３－７号（別紙）
１号特定技能外国人支援対象者名簿
特定技能所属機関の氏名又は名称：
<table>
<tr><th></th><th>氏名（ローマ字）</th><th>性別</th><th>生年月日</th><th>国籍・地域</th><th>在留カード番号</th><th>住居地</th><th>支援実施状況</th></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付）
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付）
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付）
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付）
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付）
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付）
□　問題なし</td></tr>
</table>
（注１）「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第５－１３号）を添付すること。
（注２）定期面談で「問題あり」を選択した場合には、定期面談報告書（参考様式第５－５号、５－６号）を添付すること。
</td>
</tr>
</table>

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住居地	支援実施状況
7		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
8		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
9		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
10		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
11		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
12		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
13		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
14		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□

(注１)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第５－１３号）を添付すること。
(注２)記載欄が足りない場合は、適宜２枚目のシートを編集した上で使用して差し支えない。

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住居地	支援実施状況
7		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書等）を添付） □　問題なし
8		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書）を添付） □　問題なし
9		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書等）を添付） □　問題なし
10		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書等）を添付） □　問題なし
11		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書）を添付） □　問題なし
12		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書等）を添付） □　問題なし
13		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書等）を添付） □　問題なし
14		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書等）を添付） □　問題なし

(注１)「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第５－１３号）を添付すること。
(注２)定期面談で「問題あり」を選択した場合には、定期面談報告書（参考様式第５－５号、５－６号）を添付すること。

79	参考様式第4―3号				

参考様式第４－３号別紙

１号特定技能外国人支援対象者名簿

登録支援機関の氏名又は名称：
特定技能所属機関の氏名又は名称：

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住居地	支援実施状況
1		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
2		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
3		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
4		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
5		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□
6		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	未実施の支援項目がある　→　□

（注）「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第５－１３号）を添付すること。

参考様式第４－３号（別紙）

１号特定技能外国人支援対象者名簿

登録支援機関氏名又は名称：
特定技能所属機関の氏名又は名称：　　※本様式は特定技能所属機関ごとに作成してください

	氏名（ローマ字）	性別	生年月日	国籍・地域	在留カード番号	住居地	支援実施状況
1		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書等）を添付） □　問題なし
2		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書）を添付） □　問題なし
3		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書等）を添付） □　問題なし
4		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書等）を添付） □　問題なし
5		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書）を添付） □　問題なし
6		男・女	年　月　日			〒 （電話番号）	・未実施の支援項目がある　→　□ ・定期面談の問題の有無 □　問題あり（定期面談報告書等）を添付） □　問題なし

（注１）「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第５－１３号）を添付すること。
（注２）定期面談で「問題あり」を選択した場合には、定期面談報告書（参考様式第５－５号、５－６号）を添付すること。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><th></th><th>氏名（ローマ字）</th><th>性別</th><th>生年月日</th><th>国籍・地域</th><th>在留カード番号</th><th>住居地</th><th>支援実施状況</th></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>11</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>12</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>13</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
<tr><td>14</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>未実施の支援項目がある　→　□</td></tr>
</table>
（注１）「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第５－１３号）を添付すること。
（注２）全ての者について記載できない場合は、適宜２枚目のシートを編集の上使用して差し支えない。　（注３）本様式は、特定技能所属機関ごとに作成すること。
</td>
<td>
<table>
<tr><th></th><th>氏名（ローマ字）</th><th>性別</th><th>生年月日</th><th>国籍・地域</th><th>在留カード番号</th><th>住居地</th><th>支援実施状況</th></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>11</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>12</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>13</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付
□　問題なし</td></tr>
<tr><td>14</td><td></td><td>男
・
女</td><td>年　月　日</td><td></td><td></td><td>〒
（電話番号）</td><td>・未実施の支援項目がある　→　□
・定期面談の問題の有無
□　問題あり（定期面談報告書等）を添付
□　問題なし</td></tr>
</table>
（注１）「未実施の支援項目がある」を選択した場合には、実施していない支援項目とその理由を記載した理由書（参考様式第５－１３号）を添付すること。
（注２）定期面談で「問題あり」を選択した場合には、定期面談報告書（参考様式第５－５号、５－６号）を添付すること。
</td>
</tr>
<tr>
<td>80</td>
<td>参考様式第4―4号</td>
<td></td>
<td>
参考様式第４－４号（法第29条の16関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">通し番号</th><th colspan="4">届出内容</th><th colspan="3">届出の事由</th><th colspan="4">変更年月日</th></tr>
<tr><th>登録番号</th><th>在入国管理局</th><th>機関の名称又は名称</th><th>機関の住所
機関番号（４桁）</th><th>郵便番号</th><th>住所所在地</th><th>代表者の氏名</th><th>変更事項（プルダウンから選択）</th><th>変更前の内容（半角、20文字以内）</th><th>変更後の内容（半角、20文字以内）</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>
参考様式第４－４号
登録事項変更に関する届出書別紙

１　氏名又は名称
（注意）
１　英語表記も必ず記載すること。
２　支援を行う事業所の名称についても同時に変更となる場合は、「４　支援を行う事業所」欄も記載すること。
<table>
<tr><th></th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>（ふりがな）
氏名又は名称</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（英語表記）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

２　住所
（注意）
１　英語表記も必ず記載すること。
２　郵便番号又は電話番号のみを変更する場合は、この欄に記載すること。
３　支援を行う事業所の所在地についても同時に変更となる場合は、「４　支援を行う事業所」欄も記載すること。
<table>
<tr><th></th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>（ふりがな）
住　所</td><td>〒　　－
（電話　　）</td><td>〒　　－
（電話　　）</td></tr>
<tr><td>（英語表記）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

３　代表者氏名
（注意）
１　英語表記も必ず記載すること。
２　役職名等は記載せず、氏名のみを記載すること。
<table>
<tr><th></th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>（ふりがな）
代表者氏名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（英語表記）</td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

4　支援を行う事務所

（注意）

1　以下のページ数分にチェックマークを付すこと。

1　共通様式も必ず記載すること。

2　登録支援機関の氏名又は名称についても同時に変更となる場合は、「1　氏名又は名称」欄も記載すること。

3　登録支援機関の住所も変更となる場合は、「2　住所」欄も記載すること。

□　支援を行う事務所を変更する。

	変更前	変更後
（ふりがな） 支援を行う事務所の名称		
（英語表記）		
（ふりがな） 支援を行う事務所の所在地	〒　－ （電話　－　－　）	〒　－ （電話　－　－　）
（英語表記）		

□　支援を行う事務所を削除する。（太枠内に削除する事務所を記載すること。）

（ふりがな） 支援を行う事務所の名称	
（英語表記）	
（ふりがな） 支援を行う事務所の所在地	〒　－ （電話　－　－　）
（英語表記）	

□　支援を行う事務所を追加する。（太枠内に追加する事務所を記載すること。）

（ふりがな） 支援を行う事務所の名称	
（英語表記）	
（ふりがな） 支援を行う事務所の所在地	〒　－ （電話　－　－　）
（英語表記）	

5　支援業務の内容及び実施方法

（注意）以下のいずれかにチェックマークを付すこと。

□　任意的支援を「有」から「無」に変更する。

□　任意的支援を「無」から「有」に変更する。（太枠内に任意的支援の内容を記載すること。）

任意的支援の内容

6　支援業務を開始する予定年月日

（注意）当該申請時に申請書に記載した予定年月日に支援業務を開始しない場合に記載すること。

	変更前	変更後
予定年月日	年　　月　　日	年　　月　　日

7　特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要

（注意）以下のいずれかにチェックマークを付すこと。

□　対応可能言語を削除する。（太枠内で削除する言語を選択すること。）

削除する対応可能言語
□アラビア語　□イタリア語　□インドネシア語　□インド語　□ウクライナ語　□ウズベク語　□ウルドゥー語 □カンボジア語　□キルギス語　□クメール語　□シンハラ語　□スペイン語　□スリランカ語　□スロバキア語 □セブアノ語　□ソンガ語　□タイ語　□タガログ語　□タミル語　□トルコ語　□ドイツ語　□ネパール語 □バングラデシュ語　□パキスタン語　□パンパンガ語　□ヒンディー語　□ビサヤ語　□ビルマ語　□フィリピン語 □フランス語　□ブータン語　□ベトナム語　□ベンガル語　□ペルシャ語　□ペルー語　□ポルトガル語 □マラティ語　□マラヤラム語　□マレー語　□ミャンマー語　□モンゴル語　□ラオス語　□ロシア語　□上海語 □中国語　□北京語　□台湾語　□広東語　□英語　□韓国語　□その他（　　）

□　対応可能言語を追加する。（太枠内で追加する言語を選択し、次ページの「相談対応に係る措置状況」欄に詳細を記載すること。）

追加する対応可能言語
□アラビア語　□イタリア語　□インドネシア語　□インド語　□ウクライナ語　□ウズベク語　□ウルドゥー語 □カンボジア語　□キルギス語　□クメール語　□シンハラ語　□スペイン語　□スリランカ語　□スロバキア語 □セブアノ語　□ソンガ語　□タイ語　□タガログ語　□タミル語　□トルコ語　□ドイツ語　□ネパール語 □バングラデシュ語　□パキスタン語　□パンパンガ語　□ヒンディー語　□ビサヤ語　□ビルマ語　□フィリピン語 □フランス語　□ブータン語　□ベトナム語　□ベンガル語　□ペルシャ語　□ペルー語　□ポルトガル語 □マラティ語　□マラヤラム語　□マレー語　□ミャンマー語　□モンゴル語　□ラオス語　□ロシア語　□上海語 □中国語　□北京語　□台湾語　□広東語　□英語　□韓国語　□その他（　　）

次ページへ

相談対応に係る措置状況（「追加する対応可能言語の全て」について記載すること。）

（注記）
1　（1）欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。
2　（2）欄は、（1）欄の言語での対応が可能な者について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、括弧内には、対応可能な者の氏名について記載すること。
3　（3）欄は、対応時間について確認の上、以下のいずれにも対応」にチェックマークを付すこと。
4　（4）欄は、（3）欄の対応時間以外で緊急な対応が必要となった場合の対応方法について記載すること。

（1）対応可能言語	語	語	語
（2）対応方法	□　登録支援機関職員 （　　） □　通訳人委託 （　　） □　その他 （　　）	□　登録支援機関職員 （　　） □　通訳人委託 （　　） □　その他 （　　）	□　登録支援機関職員 （　　） □　通訳人委託 （　　） □　その他 （　　）
（3）対応時間	□　以下のいずれにも対応 ・　特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ・　特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	□　以下のいずれにも対応 ・　特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ・　特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	□　以下のいずれにも対応 ・　特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切（1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上）に対応 ・　特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応
（4）緊急時の対応			

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の一部改正について

令和6年4月1日

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ（改正後）	改正箇所	現行	改正
1	P.8	第２　１号特定技能外国人支援計画の内容等 （１）事前ガイダンスの提供 〔義務的支援〕 ○２つ目 ・３ポツ目	・入国に当たっての手続に関する事項（新たな入国の場合は、交付された在留資格認定証明書の送付を特定技能所属機関から受け、受領後に管轄の日本大使館・領事館で査証申請を行い、在留資格認定証明書交付日から３か月以内に日本に入国すること、既に在留している場合は、在留資格変更許可申請を行い、在留カードを受領する必要があること）	・入国に当たっての手続に関する事項（新たな入国の場合は、交付された在留資格認定証明書の送付を特定技能所属機関から受け、受領後に管轄の日本大使館・領事館で査証申請を行い、在留資格認定証明書交付日から３か月以内に日本に入国すること、既に在留している場合は、在留資格変更許可申請を行い、新たな就労先を所属機関とする在留資格変更許可を受ける（在留カードを受領する）までは、新たな就労先での就労活動は認められないこと）
2	P.15	（３－１）適切な住居の確保に係る支援 【留意事項】 ○７つ目	（新設）	○　特定技能外国人が居住する住居に付随する家電、家具、食器などの備品のほか、火災保険、損害保険等を特定技能所属機関が定期に徴収する場合については、当該費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであり、かつ、特定技能

				外国人が当該利益の提供を受けることを十分理解していることに留意してください。 　その上で、これらの徴収する費用の請求が実費の範囲内であり、備品の耐用年数や入居する特定技能外国人の人数等を勘案して算出した合理的な額であれば、特定技能外国人と特定技能所属機関の間で合意している限りにおいて、要件を満たすものとし、居住地又はその他費用に算入することができます。 　その際、設置する備品が従物か付加一体物であるか、購入したものか借り上げた（レンタルした）ものか、又は自己所有物件か借上物件かのいずれかによって区別しないこととします。 　なお、火災保険や損害保険等の利益が特定技能外国人に帰属するかの判断については、被保険者や保険金の請求権者が特定技能外国人本人であることなど、保険の内容等を確認の上、当該保険費用の対価として提供される利益が特定技能外国人本人に帰属するものであることに留意してください。
3	P.15	○９つ目	○　ここにいう「居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいい、ロフト等はこれに含まれないことに留意が必要です。	○　ここにいう「居室」とは、建築基準法第２条第４号に規定する「居室」（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室）をいいますので、ロフト等はこれに含まれないことに留意が必要です。